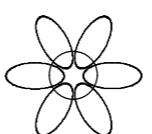


令和5年度 鳥取県建設技術センタープラザ棟屋上等外部改修工事

■ 図面リスト

図面番号	図面名称	縮 尺	図面番号	図面名称	縮 尺
A- 1/15	特記仕様書 1	—	A- 11/15	屋外階段詳細図	1 : 50
A- 2/15	特記仕様書 2	—	A- 12/15	部分詳細図	1 : 30
A- 3/15	特記仕様書 3	—	A- 13/15	屋上平面詳細図 上部梁伏図（調査図）	1 : 100
A- 4/15	配置図 外構図 敷地案内図 工事概要 仮設図（参考）	1 : 400 1 : 100	A- 14/15	屋上展開図 1（調査図）	1 : 60
A- 5/15	外部仕上表 2階平面図	1 : 150	A- 15/15	屋上展開図 2（調査図）	1 : 60
A- 6/15	屋上平面図兼平面詳細図 上部梁伏図	1 : 100			
A- 7/15	立面図	1 : 150			
A- 8/15	ホーリー屋上平面詳細図 部分詳細図	1 : 50 1 : 20			
A- 9/15	屋上展開図 1	1 : 60			
A- 10/15	屋上展開図 2	1 : 60			

 やくら設計

建築改修工事仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 倉吉市福庭町2丁目
2. 敷地面積 8,169 m²
3. 地域地区 都市計画地域(内・外) 市街化調整区域(内・外)
用途地域(第1種中高層住専用地域、第1種住専用地域)
防火地域(指定なし)

4. 建物概要

番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)
1	プラザ棟	改修	RC造	4階	403.93	1,112.72
2						
3						
4						

II. 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁常務部制定「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁常務部制定「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下、「標準仕様書」という。)による。

(2) 請負者は、建築基準法に基づく完了検査(中間検査含む)の検査には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意する。

(3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれとの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

- (1) 項目は番号に印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は印のついたものを適用する。
○印のついた場合は、※印のついたものを適用する。
○印と※印のついた場合は共に適用する。
(3) 項目に記載〔 〕の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
〔 〕の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) □印は、「国等による環境保全等の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境保全等の推進等に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」(環境省のホームページからダウンロード可能)による。
(5) 関係法令(条例を含む)の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。
(6) 材料及び製造所等の記載は順不同である。

章

項目

特記事項

①	適用基準等	※ 建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁常務部整備監修(以下「標準詳細図」という) ※ 建築改修工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁常務部監修 ※ 建築真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁常務部監修 ※ 建築物解体工事標準仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁常務部監修 ○ 建築工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁常務部監修
②	官公庁その他への手続	[1. 1. 3] 工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。
③	電気保安技術者	[1. 3. 3] 担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行ふものとする。
④	工事安全計画書	[1. 3. 7] 建築工事安全施工技術指針及び建設公害災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
⑤	発生材の処理等	[1. 3. 12] 引渡しを要するもの() 特別管理産業廃棄物() 処理方法() 現場において再利用を図るもの() 再生資源化を図るもの ・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材 ・PCB含有セーリング材の調査・処理 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、セーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所() 採取箇所数() 計 箇所 第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析箇数() 計 箇所 除去処理工事 除去範囲() せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード 改修特記仕様書第9章による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者による回収 ・埋立処分(管理最終処分場) 処分施設の名称、所在地() ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再資源化(再資源化施設)、最終処分(管理最終処分場) 処分施設の名称、所在地() 化学物質を放散させる建築材料等 1) 本工事の建物の全部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、單板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ヨニア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、漆料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びキシレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性(タルクジーナー・ペルル及びタルクジーナー・エチルベンゼン)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びキシレンを発散しないものとする。 2) ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象とは次の①又は②に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の第7項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
⑥	環境への配慮	[1. 4. 1] 3) ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ② 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公工事の虚偽事項(資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。)に留意する 材料・機材等の品質及び性能 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 儀表欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督の承諾を受ける。 3) 建築仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者は、次の①~⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員に提出して承認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りではない。 ①品質及び性能に対する試験データが整備されている。 ②生産施設及び品質の管理体制が適切に行われている。 ③安定的な供給が可能である。 ④法令等で定める認可、認定又は免許を取得している。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられている。 5) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料

⑦ 材料の品質等

[1. 4. 2]

- 3) ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
② 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公工事の虚偽事項(資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。)に留意する
材料・機材等の品質及び性能
1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常すべき品質及び性能を有するものとする。
2) 儀表欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督の承諾を受ける。
3) 建築仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者は、次の①~⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員に提出して承認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りではない。
①品質及び性能に対する試験データが整備されている。
②生産施設及び品質の管理体制が適切に行われている。
③安定的な供給が可能である。
④法令等で定める認可、認定又は免許を取得している。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
⑥販売、保守等の営業体制が整えられている。
5) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料

6) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常すべき品質及び性能を有するものとする。

7) 儀表欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督の承諾を受ける。

8) 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

9) 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公工事の虚偽事項(資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。)に留意する

10) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

11) 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

12) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

13) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

14) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

15) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

16) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

17) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

18) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

19) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

20) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

21) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

22) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

23) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

24) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

25) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

26) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

27) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

28) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

29) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

30) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

31) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

32) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

33) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

34) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

35) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

36) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

37) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

38) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

39) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

40) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

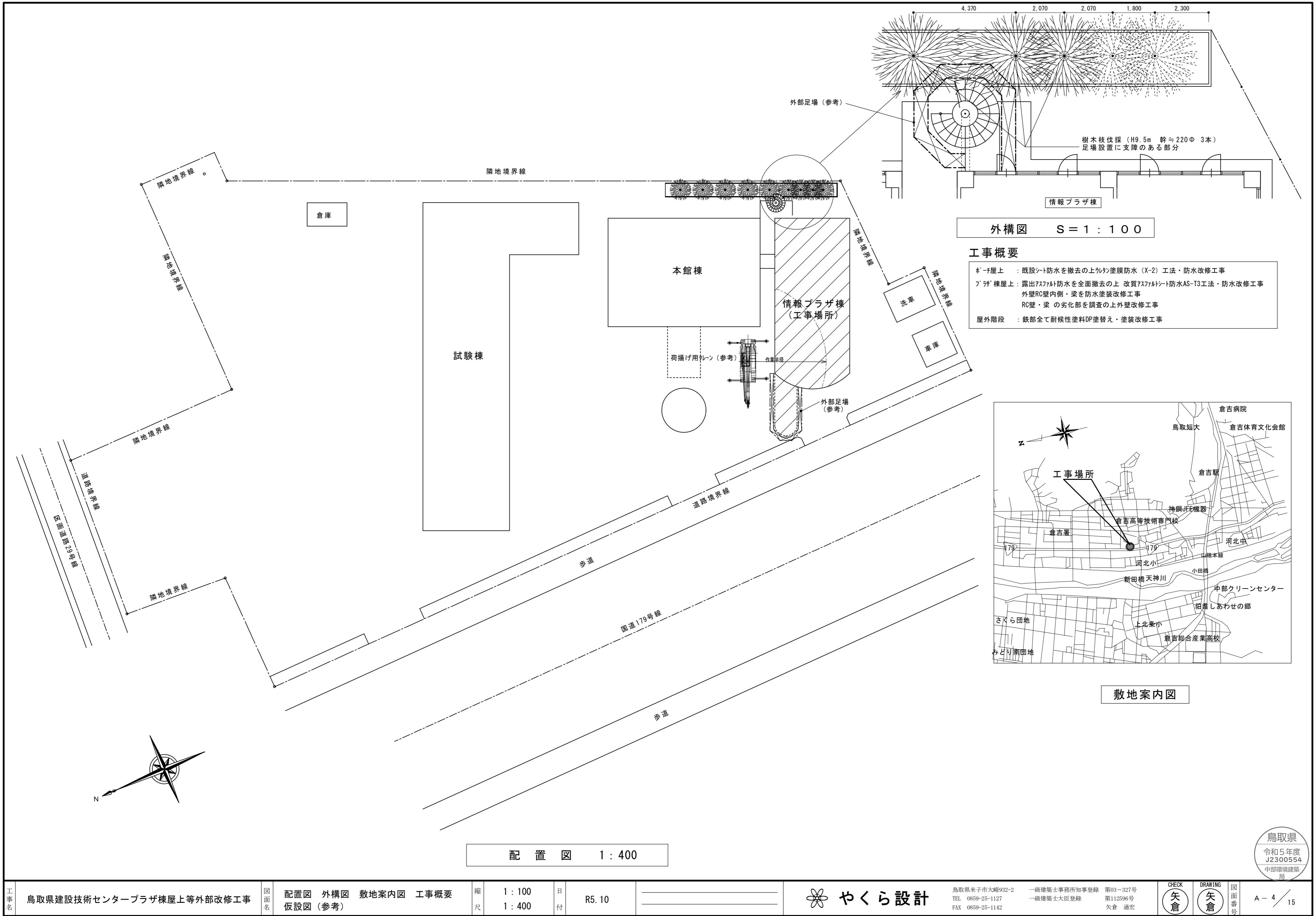
41) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

42) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

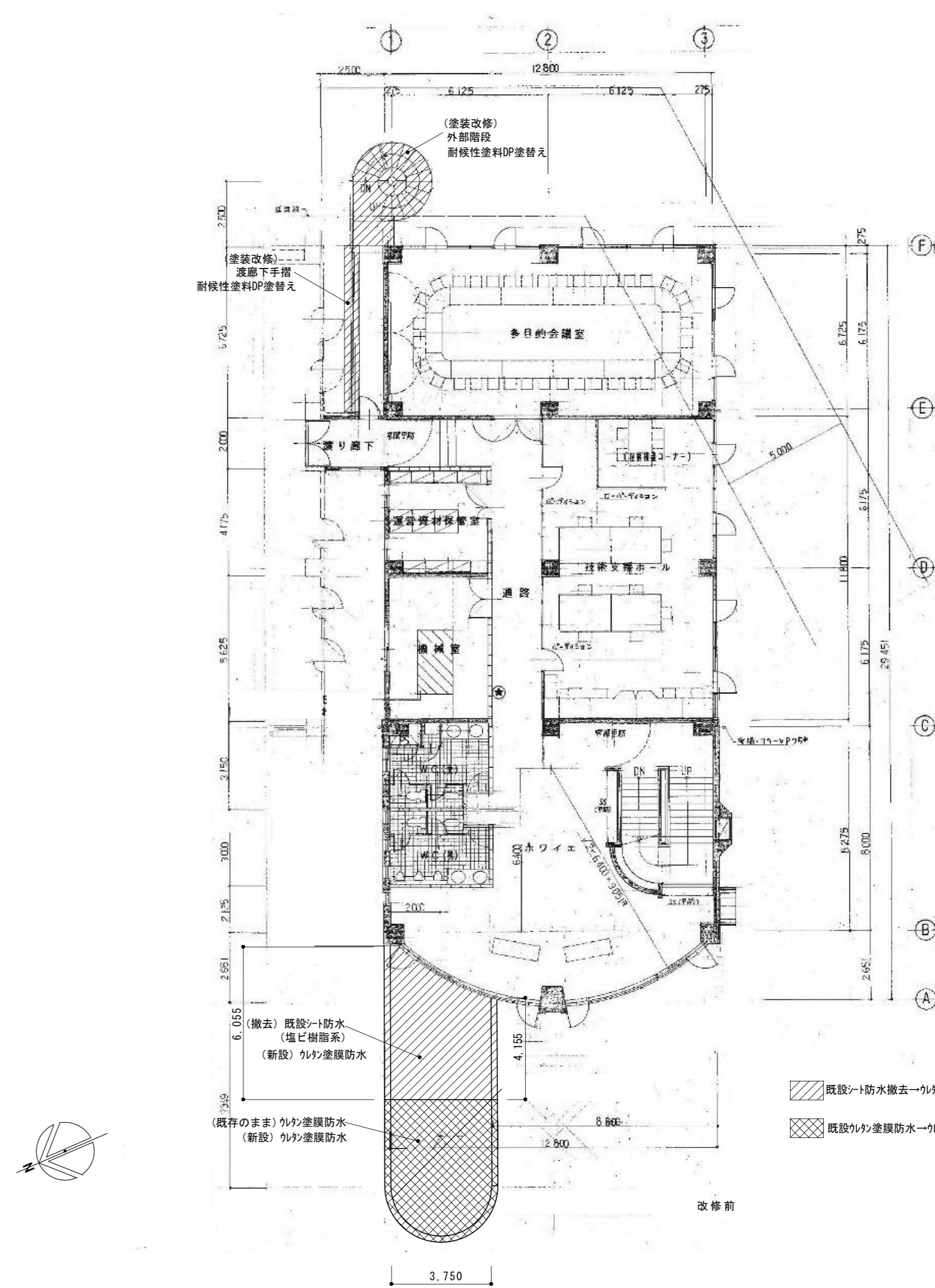
43) 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアル

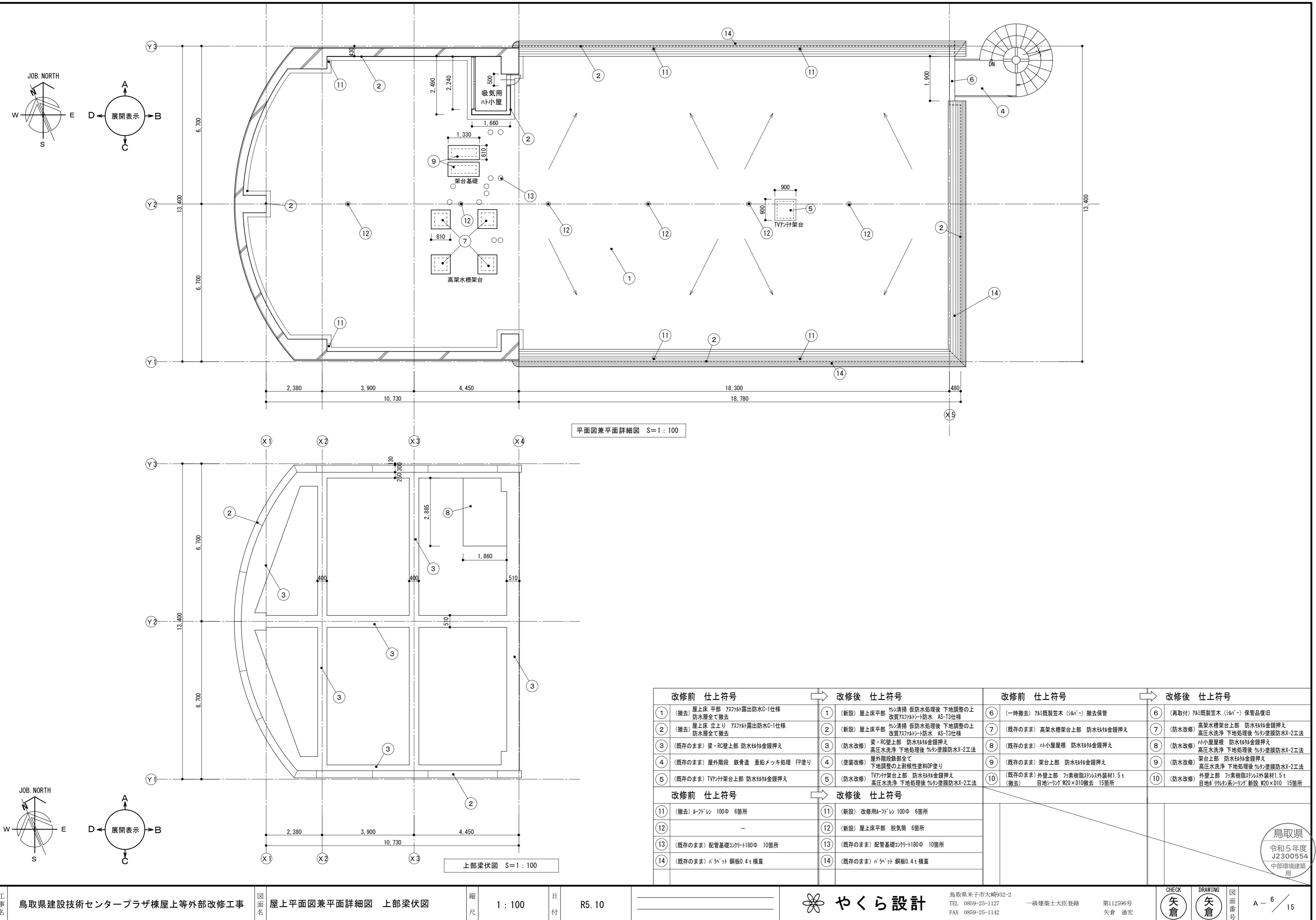
③ 防水改修工事	既存下地の処理 [3. 2. 6]	既存下地の補修及び処理 補修箇所の形状、長さ、数量等※図示 POS法及びPOSI法(機械的固定工法)の既存保護層を撤去し、防水層を非撤去とした立上り部等の処置※改修標準仕様書3.2.6(4)(ア)(g)①～③による ※改修標準仕様書3.2.6(4)(ア)(g)①～③による 設備機器架台、配管受部、バラベット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部の処理 ※図示による。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する。																																																																																					
		アスファルト防水 [3. 3. 2～5] [表3. 3. 3～10]											<p>屋根保護防水 防水層の種別 工法 種別 施工箇所 断熱材 [G] 絶縁用シート 立上り部の保護</p> <p>P 2 A A-1 ※A-2 A-3</p> <p>P 1 B B-1 ※B-2</p> <p>P 2 A I A-1-1 ※A-1-2 A-1-3</p> <p>P 1 B I B-1-1 ※B-1-2</p>											<p>改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.5及び表3.6による 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3及び表3.4による 平場の保護シートの厚さごとに仕上げ ここで仕上げ※水下80mm以上 床タイル張り※水下60mm以上 ・軟性保護材 業系バブル：無石綿の纖維質原料等を主原料として、板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの</p> <p>(品質・性能)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)</th> <th>・業系 バブルII類 (一般地仕様)</th> <th>・金属複合板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法(mm)</td> <td>厚さ(mm)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寸法の許容差</td> <td>厚さ：+10%、-5%、幅：±1%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷時の含水率</td> <td>出荷時において10%以下</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時</td> <td>550以上 400以上 (300)</td> <td>450以上 320以上 (200)</td> <td>300以上 250以上 (300)</td> </tr> <tr> <td>吸水率(%)</td> <td>20以下</td> <td>20以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>吸水による長さ変化率(%)</td> <td>0.07以下</td> <td>0.07以下</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td>難燃性</td> <td>不燃 表面材は不燃</td> <td>不燃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐凍結融解性能</td> <td>曲げ強さ、モーメント融結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性能</td> <td>質量500g(業系バブルI類は質量500gのよりも高さ1.0m、1.00kg)のおもりを高さ1.0mから試験体の頂点部に落としたとき、裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>剛性(E×1)</td> <td>スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>80,000N·cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 寸法の測定方法 (厚さ)供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてバブルの厚さとする。 幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン・長さは400cmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、融結融解試験前、試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目にわたって測定する。(業系バブルII類は200サイクルまでとする。)なお、荷重を加える前の平均速度は1～3分間に予想最大荷重に達する程度とする。 吸水率試験は、JIS A 1408「建築用ポリド類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン・長さは400cmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、融結融解試験前、試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目にわたって測定する。(業系バブルII類は200サイクルまでとする。) 吸水率試験は、JIS A 5430「織物強化セメント板」に準じて行う。 難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。 吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40mm×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム(試薬)」に規定する塩化カルシウム又はJIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間の長さを測定し、それを基準(L1)とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、 																					分類・規格	・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)	・業系 バブルII類 (一般地仕様)	・金属複合板	寸法(mm)	厚さ(mm)			寸法の許容差	厚さ：+10%、-5%、幅：±1%			出荷時の含水率	出荷時において10%以下		-	曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時	550以上 400以上 (300)	450以上 320以上 (200)	300以上 250以上 (300)	吸水率(%)	20以下	20以下	1以下	吸水による長さ変化率(%)	0.07以下	0.07以下	0.01以下	難燃性	不燃 表面材は不燃	不燃		耐凍結融解性能	曲げ強さ、モーメント融結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと			耐衝撃性能	質量500g(業系バブルI類は質量500gのよりも高さ1.0m、1.00kg)のおもりを高さ1.0mから試験体の頂点部に落としたとき、裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。			剛性(E×1)	スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性	-
分類・規格	・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)	・業系 バブルII類 (一般地仕様)	・金属複合板																																																																																				
寸法(mm)	厚さ(mm)																																																																																						
寸法の許容差	厚さ：+10%、-5%、幅：±1%																																																																																						
出荷時の含水率	出荷時において10%以下		-																																																																																				
曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時	550以上 400以上 (300)	450以上 320以上 (200)	300以上 250以上 (300)																																																																																				
吸水率(%)	20以下	20以下	1以下																																																																																				
吸水による長さ変化率(%)	0.07以下	0.07以下	0.01以下																																																																																				
難燃性	不燃 表面材は不燃	不燃																																																																																					
耐凍結融解性能	曲げ強さ、モーメント融結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと																																																																																						
耐衝撃性能	質量500g(業系バブルI類は質量500gのよりも高さ1.0m、1.00kg)のおもりを高さ1.0mから試験体の頂点部に落としたとき、裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。																																																																																						
剛性(E×1)	スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性	-	-	80,000N·cm以上																																																																																			
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3及び表3.4による 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3及び表3.4による 平場の保護シートの厚さごとに仕上げ ここで仕上げ※水下80mm以上 床タイル張り※水下60mm以上 ・軟性保護材 業系バブル：無石綿の纖維質原料等を主原料として、板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの																																																																																							
改質アスファルトシート 防水 [3. 4. 2, 3] [表3. 4. 1～3]											<p>改質アスファルトシートの種類 工法 種別 施工箇所 断熱材 [G] 仕上塗料 高日射反射率 防水の適用 [G] 備考</p> <p>MA4S AS-T1 AS-T2 AS-J2</p> <p>M3AS AS-T3 AS-T4 AS-J1 AS-J3</p> <p>M4ASI ASI-T1 ASI-J1</p> <p>POASI ASI-T1 ASI-J1</p>											<p>屋根露出防水 防水層の種類 S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様 ※歩行仕様・蝶歩行仕様 脱気装置の種類 ※アスファルトルーフィング類製造所の指定 脱気装置の設置数量 ※アスファルトルーフィング類製造所の指定 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示</p> <p>[表3. 3. 10]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材 [G]</th> <th>保護層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P 1 E</td> <td>E-1</td> <td></td> <td></td> <td>・設ける</td> </tr> <tr> <td>P 2 E</td> <td>※E-2</td> <td></td> <td></td> <td>・設けない</td> </tr> </tbody> </table> <p>E-1の場合で工程3を行う部位(※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位)</p> <p>押え金物の材質及び形状寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度</p> <p>屋上排水溝 固示</p>																					工法	種別	施工箇所	断熱材 [G]	保護層	P 1 E	E-1			・設ける	P 2 E	※E-2			・設けない																														
工法	種別	施工箇所	断熱材 [G]	保護層																																																																																			
P 1 E	E-1			・設ける																																																																																			
P 2 E	※E-2			・設けない																																																																																			
E-1の場合で工程3を行う部位(※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位)											<p>改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.5及び表3.6による 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3及び表3.4による 平場の保護シートの厚さごとに仕上げ ここで仕上げ※水下80mm以上 床タイル張り※水下60mm以上 ・軟性保護材 業系バブル：無石綿の纖維質原料等を主原料として、板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの</p> <p>(品質・性能)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)</th> <th>・業系 バブルII類 (一般地仕様)</th> <th>・金属複合板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法(mm)</td> <td>厚さ(mm)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寸法の許容差</td> <td>厚さ：+10%、-5%、幅：±1%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷時の含水率</td> <td>出荷時において10%以下</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時</td> <td>550以上 400以上 (300)</td> <td>450以上 320以上 (200)</td> <td>300以上 250以上 (300)</td> </tr> <tr> <td>吸水率(%)</td> <td>20以下</td> <td>20以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>吸水による長さ変化率(%)</td> <td>0.07以下</td> <td>0.07以下</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td>難燃性</td> <td>不燃 表面材は不燃</td> <td>不燃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐凍結融解性能</td> <td>曲げ強さ、モーメント融結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性能</td> <td>質量500g(業系バブルI類は質量500gのよりも高さ1.0m、1.00kg)のおもりを高さ1.0mから試験体の頂点部に落としたとき、裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>剛性(E×1)</td> <td>スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>80,000N·cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 寸法の測定方法 (厚さ)供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてバブルの厚さとする。 幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン・長さは400cmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、融結融解試験前、試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目にわたって測定する。(業系バブルII類は200サイクルまでとする。) 吸水率試験は、JIS A 1408「建築用ポリド類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン・長さは400cmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、融結融解試験前、試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目にわたって測定する。(業系バブルII類は200サイクルまでとする。) 吸水率試験は、JIS A 5430「織物強化セメント板」に準じて行う。 難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。 吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40mm×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム(試薬)」に規定する塩化カルシウム又はJIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間の長さを測定し、それを基準(L1)とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、 																						分類・規格	・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)	・業系 バブルII類 (一般地仕様)	・金属複合板	寸法(mm)	厚さ(mm)			寸法の許容差	厚さ：+10%、-5%、幅：±1%			出荷時の含水率	出荷時において10%以下		-	曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時	550以上 400以上 (300)	450以上 320以上 (200)	300以上 250以上 (300)	吸水率(%)	20以下	20以下	1以下	吸水による長さ変化率(%)	0.07以下	0.07以下	0.01以下	難燃性	不燃 表面材は不燃	不燃		耐凍結融解性能	曲げ強さ、モーメント融結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと			耐衝撃性能	質量500g(業系バブルI類は質量500gのよりも高さ1.0m、1.00kg)のおもりを高さ1.0mから試験体の頂点部に落としたとき、裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。			剛性(E×1)	スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性	-	-	80,000N·cm以上										
分類・規格	・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)	・業系 バブルII類 (一般地仕様)	・金属複合板																																																																																				
寸法(mm)	厚さ(mm)																																																																																						
寸法の許容差	厚さ：+10%、-5%、幅：±1%																																																																																						
出荷時の含水率	出荷時において10%以下		-																																																																																				
曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時	550以上 400以上 (300)	450以上 320以上 (200)	300以上 250以上 (300)																																																																																				
吸水率(%)	20以下	20以下	1以下																																																																																				
吸水による長さ変化率(%)	0.07以下	0.07以下	0.01以下																																																																																				
難燃性	不燃 表面材は不燃	不燃																																																																																					
耐凍結融解性能	曲げ強さ、モーメント融結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと																																																																																						
耐衝撃性能	質量500g(業系バブルI類は質量500gのよりも高さ1.0m、1.00kg)のおもりを高さ1.0mから試験体の頂点部に落としたとき、裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。 裏面に達する穴がないこと。																																																																																						
剛性(E×1)	スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性	-	-	80,000N·cm以上																																																																																			
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3及び表3.4による 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3及び表3.4による 平場の保護シートの厚さごとに仕上げ ここで仕上げ※水下80mm以上 床タイル張り※水下60mm以上 ・軟性保護材 業系バブル：無石綿の纖維質原料等を主原料として、板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの												<p>改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.5及び表3.6による 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3及び表3.4による 平場の保護シートの厚さごとに仕上げ ここで仕上げ※水下80mm以上 床タイル張り※水下60mm以上 ・軟性保護材 業系バブル：無石綿の纖維質原料等を主原料として、板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの</p> <p>(品質・性能)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)</th> <th>・業系 バブルII類 (一般地仕様)</th> <th>・金属複合板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法(mm)</td> <td>厚さ(mm)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寸法の許容差</td> <td>厚さ：+10%、-5%、幅：±1%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷時の含水率</td> <td>出荷時において10%以下</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時</td> <td>550以上 400以上 (300)</td> <td>450以上 320以上 (200)</td> <td>300以上 250以上 (300)</td> </tr> <tr> <td>吸</td></tr></tbody></table>	分類・規格	・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)	・業系 バブルII類 (一般地仕様)	・金属複合板	寸法(mm)	厚さ(mm)			寸法の許容差	厚さ：+10%、-5%、幅：±1%			出荷時の含水率	出荷時において10%以下		-	曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時	550以上 400以上 (300)	450以上 320以上 (200)	300以上 250以上 (300)	吸																																																						
分類・規格	・業系 バブルI類 (寒冷地仕様)	・業系 バブルII類 (一般地仕様)	・金属複合板																																																																																				
寸法(mm)	厚さ(mm)																																																																																						
寸法の許容差	厚さ：+10%、-5%、幅：±1%																																																																																						
出荷時の含水率	出荷時において10%以下		-																																																																																				
曲げ強さ、曲げモーメント (N・cm)(幅40cmに渡る)融結融解完了時	550以上 400以上 (300)	450以上 320以上 (200)	300以上 250以上 (300)																																																																																				
吸																																																																																							

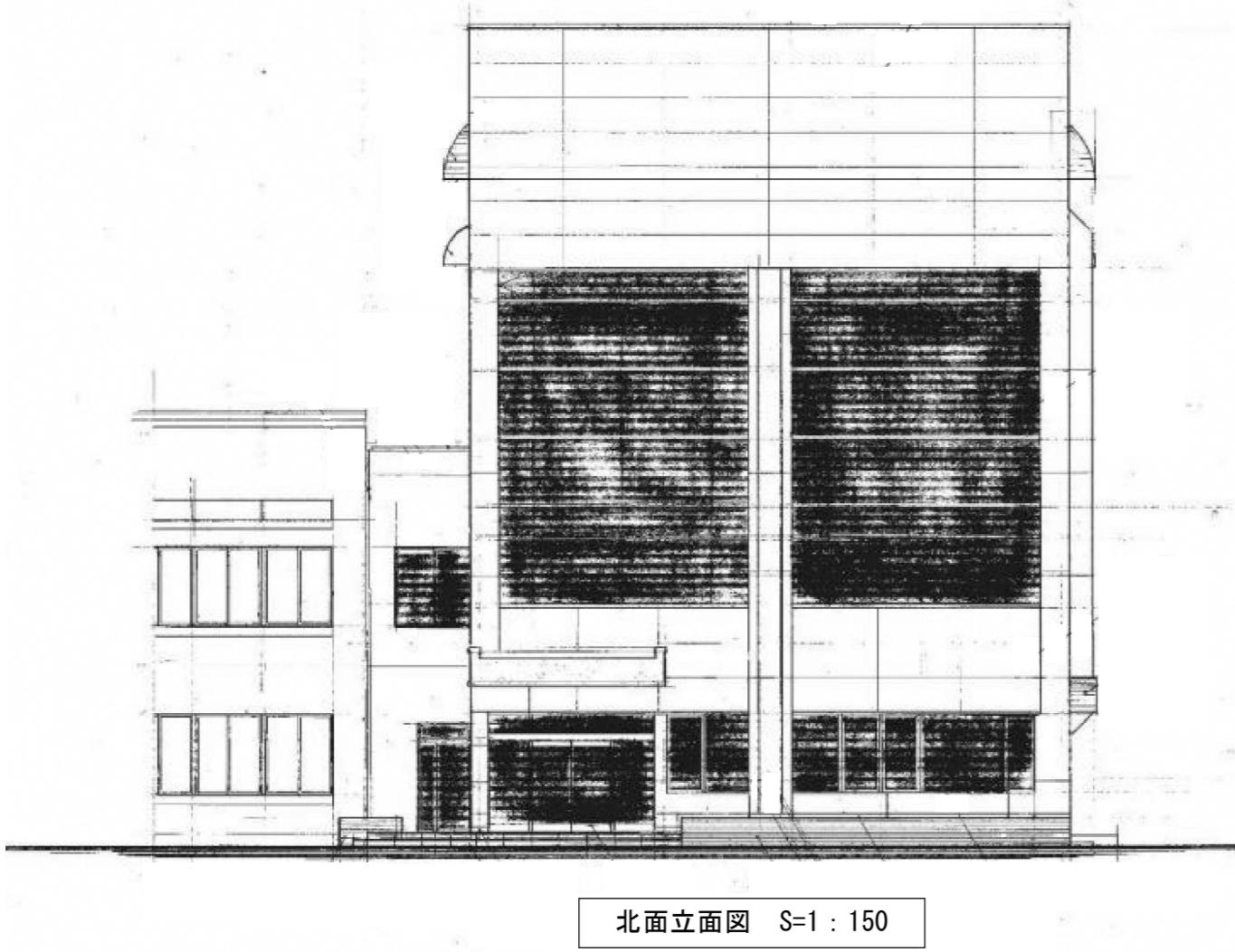
工事名	図面名	特記仕様書3	縮尺	—	日付	R5.10			鳥取県米子市大崎932-2 TEL 0859-25-1127 FAX 0859-25-1142	一級建築士事務所登録 第03-327号 一級建築大臣登録 第112596号 矢倉 通宏	CHECK 矢倉	DRAWING 矢倉	図面番号 A-3 / 15																																									
4 1 外壁改修工事 (共通事項)	エポキシ樹脂モルタル [4. 2. 4]	品質性能等 接着強さ：1.0N/mm ² 以上 曲げ強さ：3日後の値 10N/mm ² 以上 1)曲げりが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。 2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 3)「労働安全衛生法」に基づく「樹液溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 4)形状・異常がなく、だれが生じないこと。 5)常温・常湿(温度5~35°C、湿度45~85%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、上記品質性能等の規定に適合していること。 試験方法 イ) 試験室の状態：温度23±2°C、湿度50±5%を標準状態とする。 ロ) 試験部倍数：3個 ハ) 試験の調整：標準状態で試験室に保管した主剤及び硬化剤を製造所の定める割合で採取し、十分に搅拌する。 ニ) 外観：(ア) の試料を清浄なガラス板に均一に塗布し、均質性と異物の混入の有無を観察。 ホ) 正味強さ：JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の10.4により試験体を作成し、10.1(4)に規定する試験機で10.5により測定し、10.6により求めめる。 ヘ) 曲げ強さ：JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の10.4に準じて試験体を作成する。 10.1(5)に規定する試験機により、支点間100mmとし、供試体を形成したときの側面の中央に毎秒50 N/m ² 割合で載荷し、最大荷重 P (N) を求め、P × 0.00234 = σ b の式で求める。 ト) 比重：曲げ試験体の寸法と重量を測定して求めること。 チ) 接着強さ：JIS A 5371「接着剤無溶剤カーリー製品」の附属書B(規定)及び推奨仕様B-1に規定する普通平板の表面を清浄し、その上面に幅40mm、横40mm、厚さ10mmの鉄片を張り付けて単純引張りによる最大荷重 (P) を断面積 (A) で除して求めること。 チ) だれ試験：JIS A 5371の附属書B(規定)及び推奨仕様B-1に規定する普通平板の表面を清浄して、その上面に幅30mm、幅100mm、長さ50mmの寸法にエポキシ樹脂モルタルを塗り付け、塗付け開始から5分後に、平らに置かれた平板を直角に立てて、そのままの状態で置留する。2時間内のエポキシ樹脂モルタルの変形状態を観測し、その形状の異常の有無とだれ長さを測定すること。	④ 2 外壁改修工事 (コンクリート打放し仕上げ外壁)	① ひび割れ部改修工法 [4. 1. 4] [4. 2. 4~7]	※樹脂注入工法 工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入口間隔 (mm) 注入量 (mL/m ²) ※ A 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上0.3未満 200~300 ※ 40 · 0.3以上0.5未満 0.5以上1.0未満 ※ 70 · · B 手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上0.3未満 50~100 ※ 40 · · C 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.3以上0.5未満 100~200 ※ 70 · · D 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.5以上0.6未満 150~250 ※ 130	5 外壁用塗膜防水材塗り [4. 1. 5] [4. 7. 2. 3] [表4. 7. 1.]	仕上げの形状 工法 · 仕上塗材の耐久性 · 耐候形1種 · 耐候性2種 · 耐候性3種 下地勤磨緩衝材 · 適用する · 適用しない 模様材の種類 · 仕上塗料の種類 ·	6 外壁改修フロー及び数量 注入状況の確認方法 ※注入量により確認 · コアの抜取りを行う · コア抜取り個数 · ※長さ300mmごと及びその端数につき1個 · コア抜取り部の補修方法 · ※ボリマーセメントモルタル充填 · · Uカットシール材充填工法 · シーリング材 充填材料 · ※1成分又は2成分型ポリウレタン系 · シーリング材の上にリマーセメントモルタルの充填 ※行う · 行わない ※可とう性エポキシ樹脂 · シール工法 ※バテ什エポキシ樹脂 · 可とう性エポキシ樹脂	7 仕上げ塗装り [7. 5. 2~7. 12. 2]	塗装の種類 塗装面 塗替え 新規 屋外木部 · ※B種 · ※A種 · 屋内木部 · ※B種 · ※B種 · 鉄鋼面 · ※B種 · A種 ※B種 垂鉛めっき鋼面 · ※B種 · ※B種 · 豆鉛めっき鋼面 · ※A種 · ※B種 · (鋼製建具以外) ・クリアラッカーペイント塗り (C.L.) 木部 · A種 ※B種 · A種 ※B種 ・アクリル樹脂系水分散性塗料塗り 屋外のコート面 · モルタル面 · A種 ※B種 · A種 ※B種 ・耐候性塗装り (D.P.) 上塗り等級 1級 · B-1級 · C-1級 100×300mm程度 1ヶ所 シーリング再充填工法 ※充填工法 欠損部充填材 ※ボリマーセメントモルタル · エポキシ樹脂モルタル	8 外壁調査 (施工数量調査)	9 ひび割れ部改修 欠損部改修 シーリング改修 相撲注入工法 Uカットシール材 シール工法 充填工法 欠損部補修工法(※ 相撲注入工法4.3.3(b)) 100×300mm程度 1ヶ所 下地調査材 · 全面 ※認示	10 下地調査 (施工数量調査)	11 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離仕上げ外壁の箇所 モルタル剥離後のモルタル欠損部の補修は、2欠損部改修工法による。 モルタルを撤去しないで改修 ※樹脂注入工法 · シール工法 · Uカットシール材充填工法	12 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない · する アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	13 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタルを撤去しないで改修 · アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 · アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 · アンカーピンニング全面ボリマーセメントモルタル注入工法 ※注入付アカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 · 注入付アカーピンニング全面ボリマーセメントスライサー注入工法 · 注入付アカーピンニング全面ボリマーセメントスライサー注入工法 アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径4mmの丸棒で全ねじ切り加工をしたもの モルタルの材料 ※現場調合材料 · 既調合材料 充填工法 · エポキシ樹脂モルタル · ボリマーセメントモルタル モルタル充填工法 · 既製目地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	14 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタルを撤去して改修 モルタルの材料 ※現場調合材料 · 既調合材料 充填工法 · エポキシ樹脂モルタル · ボリマーセメントモルタル モルタル充填工法 · 既製目地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	15 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタルを撤去して改修 モルタルの材料 ※現場調合材料 · 既調合材料 充填工法 · エポキシ樹脂モルタル · ボリマーセメントモルタル モルタル充填工法 · 既製目地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	16 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタルを撤去して改修 モルタルの材料 ※現場調合材料 · 既調合材料 充填工法 · エポキシ樹脂モルタル · ボリマーセメントモルタル モルタル充填工法 · 既製目地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	17 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	18 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	19 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	20 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	21 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	22 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	23 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	24 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	25 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	26 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	27 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	28 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	29 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	30 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	31 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	32 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	33 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	34 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	35 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	36 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	37 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	38 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	39 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	40 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	41 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	42 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	43 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	44 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	45 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	46 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	47 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	48 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	49 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	50 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 · 注入口付 モルタル充填工法 モルタルの材料 · 現場調合材料 · 既調合材料 既調合地材 · 使用する (形状) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示	51 モルタル剥離仕上げ外壁の場合 モルタル剥離 · しない アンカーピンニング注入工法 ·



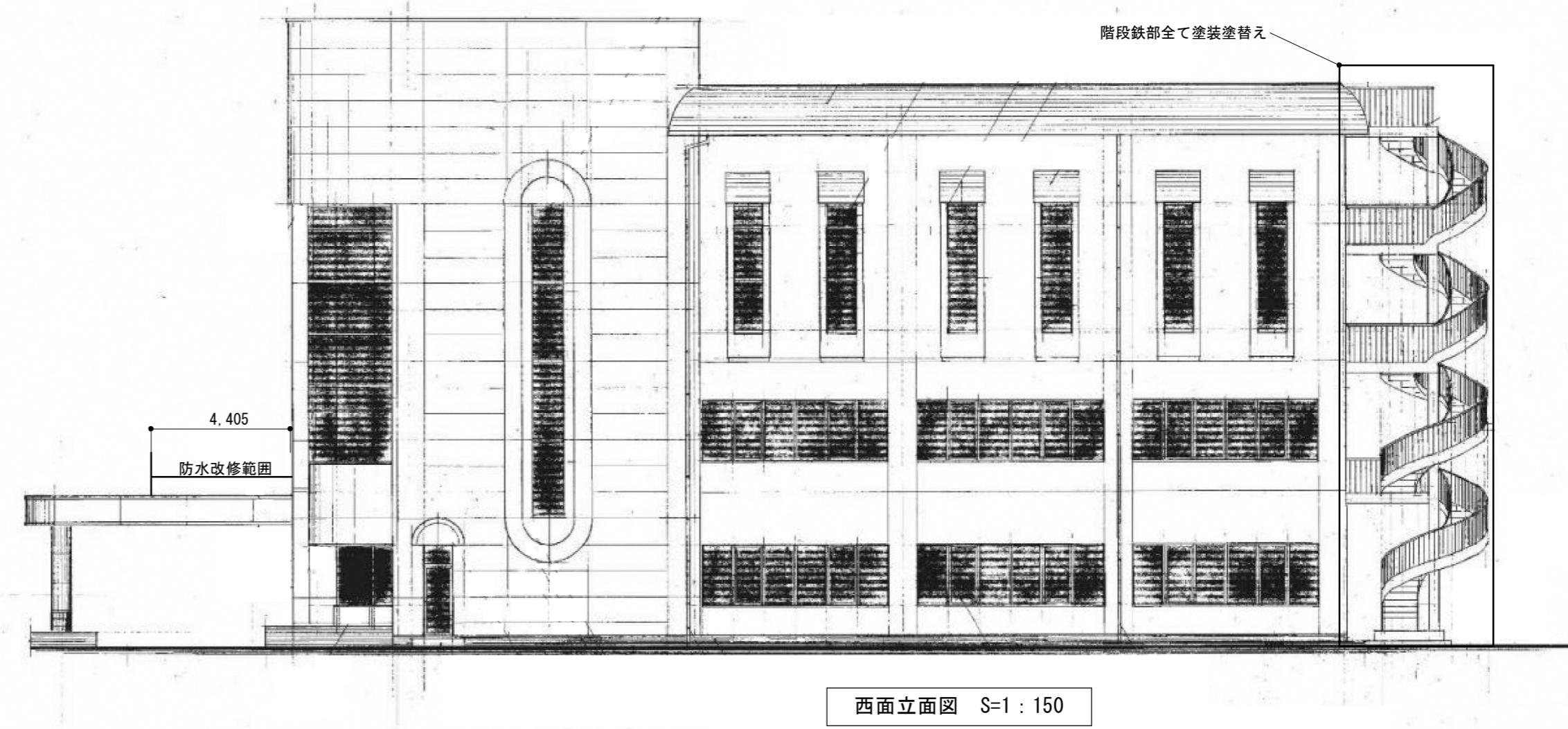
外部仕上表			
		既存	露出アスファルト防水 (C-1) 工法仕様
屋上	屋上	改修	既設防水層 平部・立上り全面撤去後 ケレン清掃 仮防水処理後 下地調整材塗布の上 改質アスファルトシート防水(AS-T3工法)新設
		特記	屋外階段屋上取合 カーブルミ (既製品) W1900 一時撤去の上再取付 ルーフドレ リング 75Φ 6箇所 既存のまま
		既存	ケレン塗膜防水 (X-2) 工法・シート防水 (塩ビ樹脂系)
ホーチ 屋上	ホーチ 屋上	改修	既設ケレン塗膜防水の一部・シート防水撤去後 水洗い 下地調整の上 ケレン塗膜防水 (X-2工法) 新設 既設ケレン塗膜防水 水洗いの上 ケレン塗膜防水 (X-2) 工法新設 立上シリング (ホリケン系) W30×D10打替え
		特記	既設シート防水押えスチール板W55撤去 ケレン塗膜防水は既設シート防水重複部 W250部分をカットしての上撤去とする 外壁フッ素樹脂塗装スチール外装材との取合部シリング (ホリケン系) 打替えW15×D10
		既存	外側 : 銅板 0.4 t 横葺 内壁 : 合板型枠コンクリート打放し塗装仕上
ハラベット	ハラベット	改修	外側 : 銅板 0.4 t 横葺 既存のまま 内壁 : 高圧水洗浄 下地調整の上 防水形複層塗材RE吹付 JIS A 6909
		特記	壁劣化部改修
		既存	フッ素樹脂塗装スチール外装材 (笠木共) 既存のまま
外壁	外壁	改修	笠木 : 水洗いの上ケレン塗膜防水 (X-2) 工法新設
		特記	
		既存	外側 : フッ素樹脂塗装スチール外装材 1.5 t (ロッカール成形板12t 裏打ち) 合板型枠コンクリート打放しの上吹付タイル仕上 (E) 内側 : 合板型枠コンクリート打放し 面台 防水モルタル金継押え
外壁	外壁	改修	外側 : 既存のまま 内側 : 合板型枠コンクリート打放し 高圧水洗浄 下地調整の上 防水形複層塗材RE吹付 JIS A 6909 内側 : 面台 防水モルタル金継押え 高圧水洗浄 下地調整の上 ケレン塗膜防水 (X-2) 工法
		特記	フッ素樹脂塗装スチール外装材 一部シリング (ホリケン系) 打替え 目地部W20×D10 内側RC壁取合部W10×D10 面台RC壁取合部シリング (ホリケン系) 打替え W40×D10 壁劣化部改修
		既存	合板型枠コンクリート打放し 上部防水モルタル金継押え
梁	梁	改修	既設合板型枠コンクリート打放し 高圧水洗浄 下地調整の上 防水形複層塗材RE吹付 JIS A 6906 上部防水モルタル金継押え 高圧水洗浄 下地調整の上 ケレン塗膜防水 (X-2) 工法
		特記	梁劣化部改修
		既存	合板型枠コンクリート打放し 上部防水モルタル金継押え
吸気用 ハニカム	吸気用 ハニカム	改修	既設合板型枠コンクリート打放し 高圧水洗浄 下地調整の上 防水形複層塗材RE吹付 JIS A 6906 上部防水モルタル金継押え 高圧水洗浄 下地調整の上 ケレン塗膜防水 (X-2) 工法
		特記	アルミ方開戸 W500×H1000 建具廻りシリング (シリコン系) 打替えW20×D10 アルミガラ W2240×H1080 建具廻りシリング (シリコン系) 打替えW15×D10 壁劣化部改修
		既存	立上り : 露出アスファルト防水 (C-1) 工法仕様 上部 : 防水モルタル金継押え
架台	架台	改修	立上り : 既設防水層全て撤去の上 水洗い 下地調整 仮防水層処置の上 改質アスファルトシート防水AT-S3工法 上部 : 防水モルタル金継押え 高圧水洗浄 下地調整の上 ケレン塗膜防水 (X-2) 工法
		特記	TVアンテナ架台 上部900角 1箇所 高架水槽架台 上部810角 4箇所 架台 上部 610×1330 2カ所 架台劣化部改修
		既存	鉄骨造 亜鉛めっき処理 FP塗り
屋外階段	屋外階段	改修	鉄部全て 下地調整RB種 鎌止め塗料B種の上 耐候性塗料DP塗り
		特記	



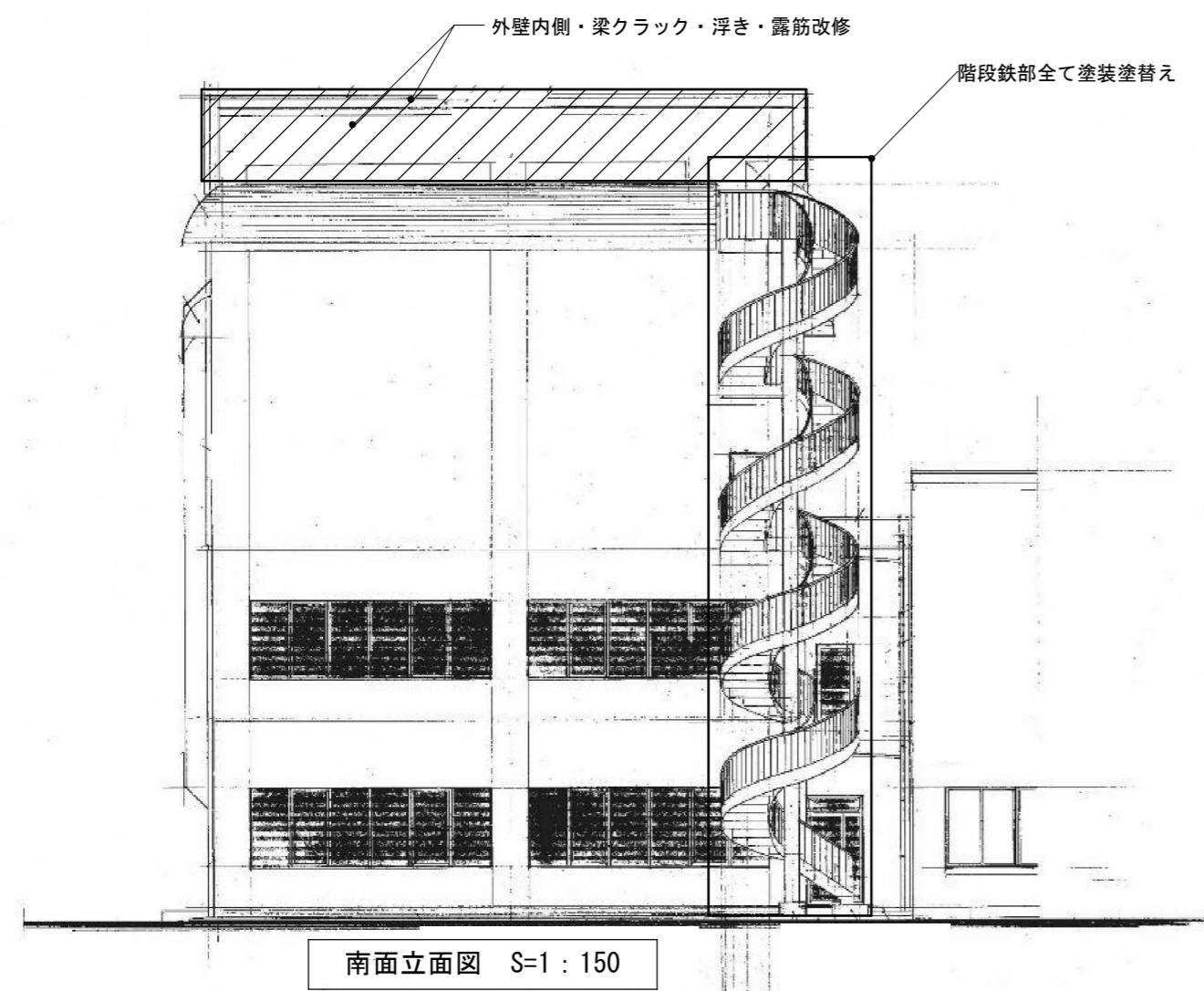




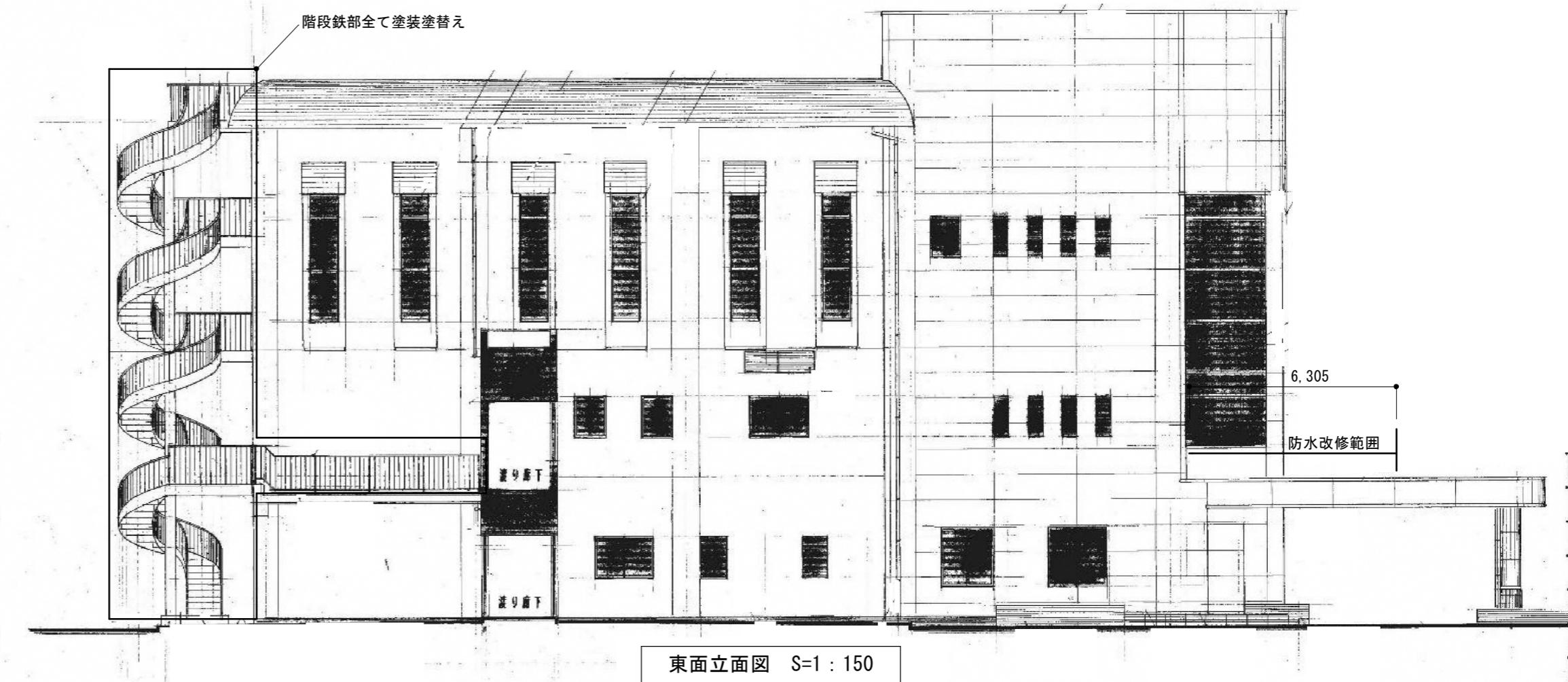
北面立面図 S=1 : 150



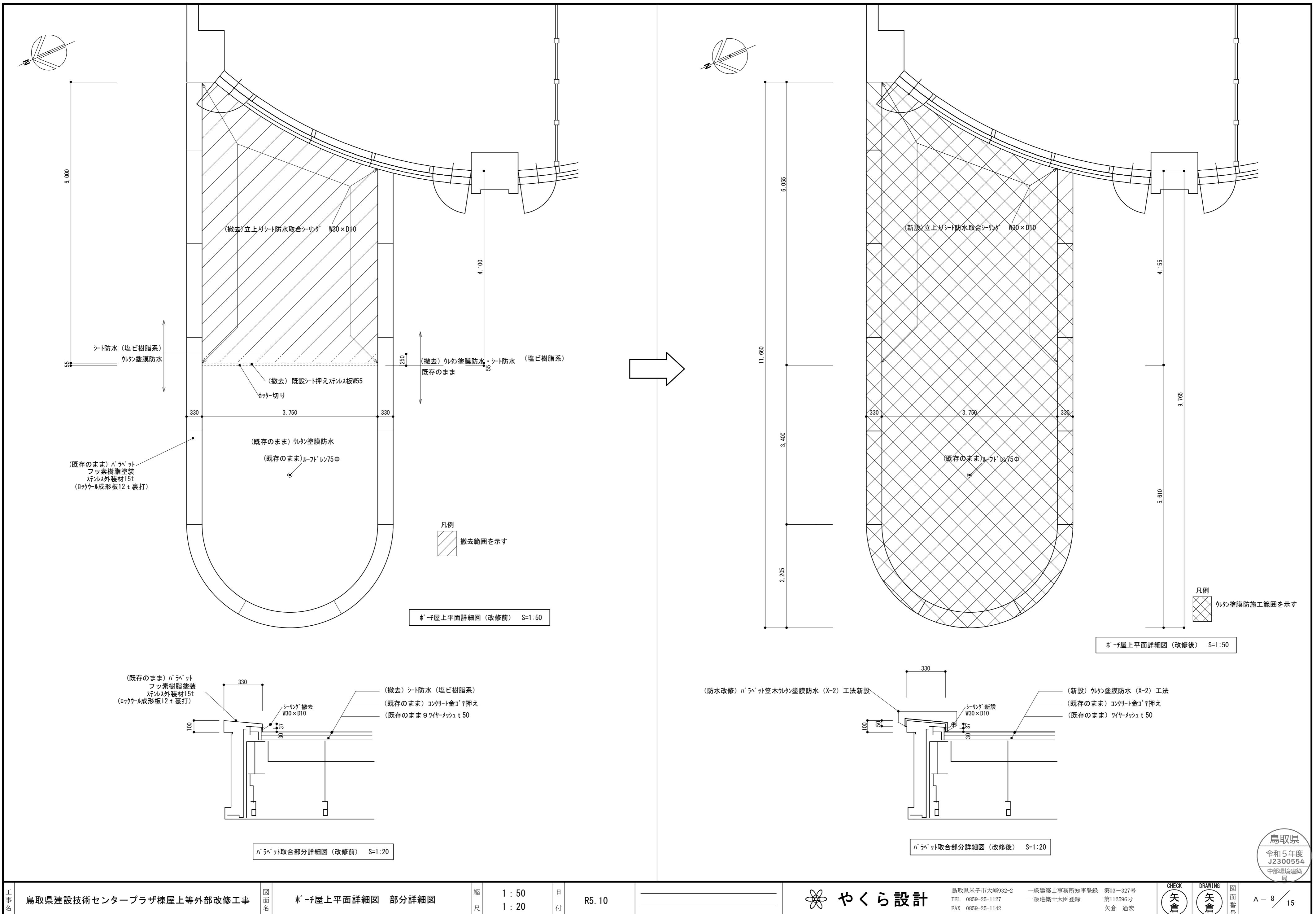
西面立面図 S=1 : 150

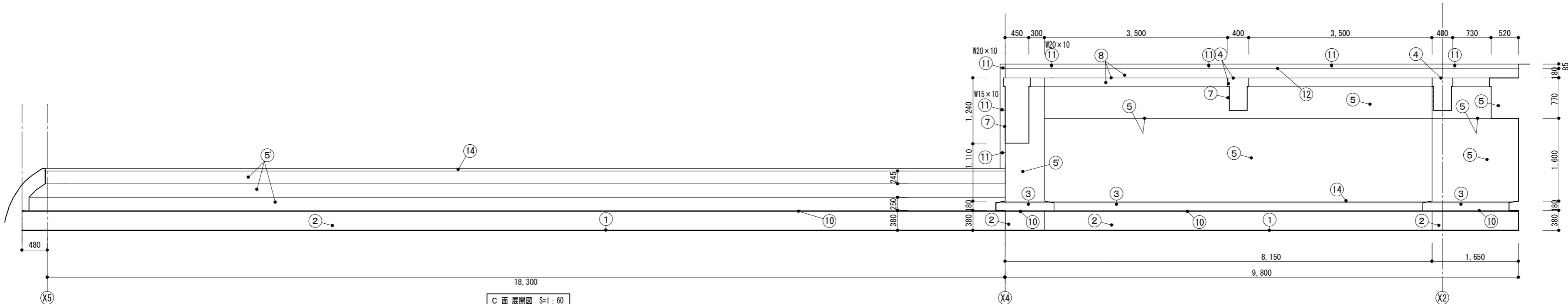
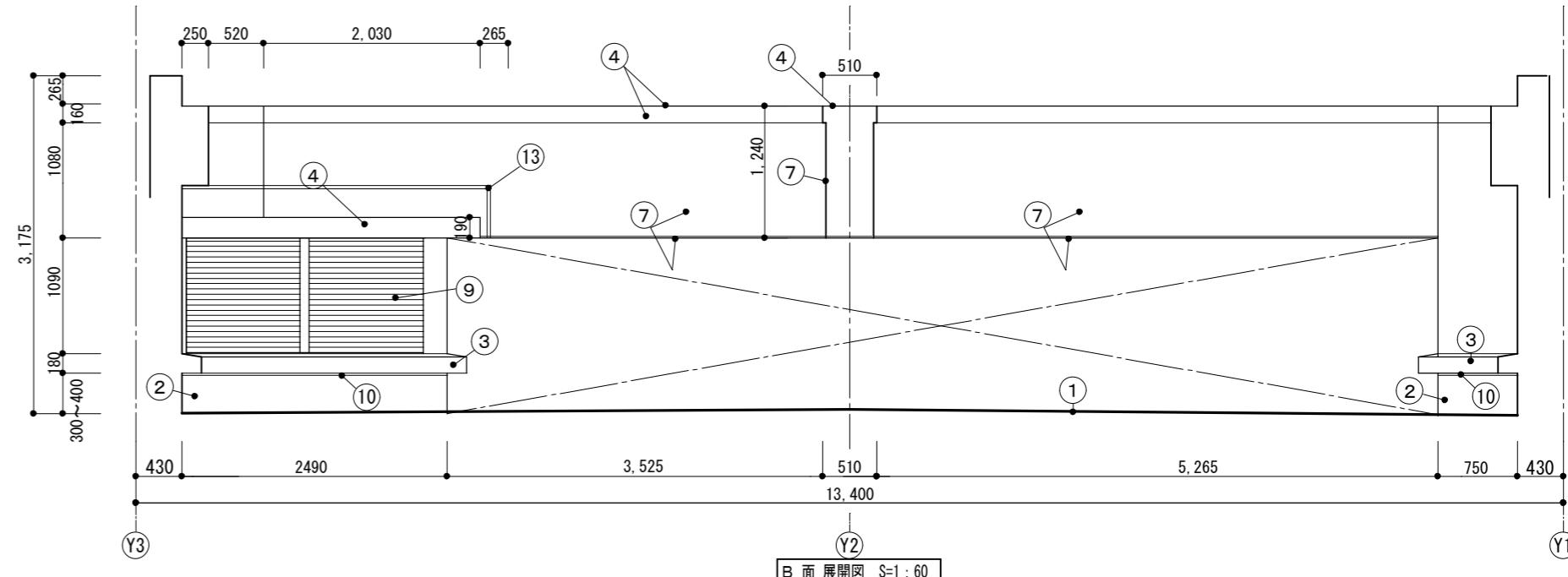
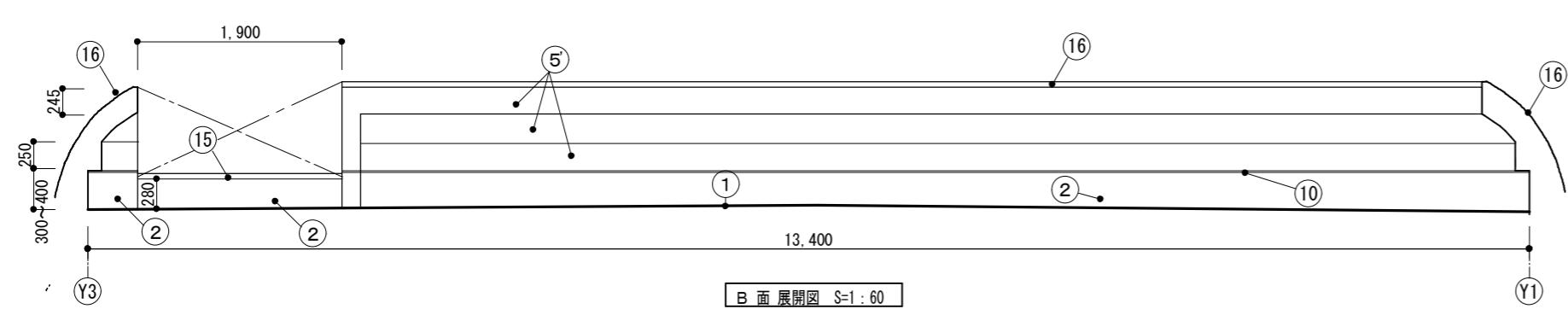
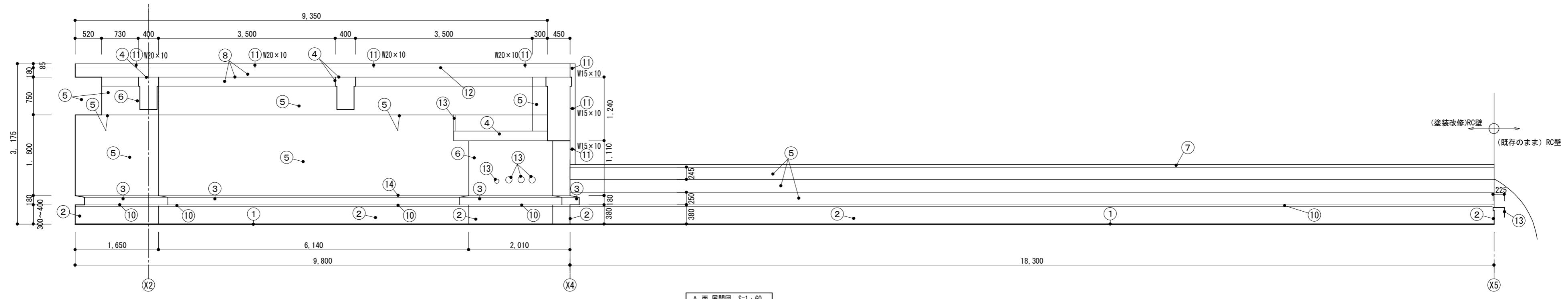


南面立面図 S=1 : 150

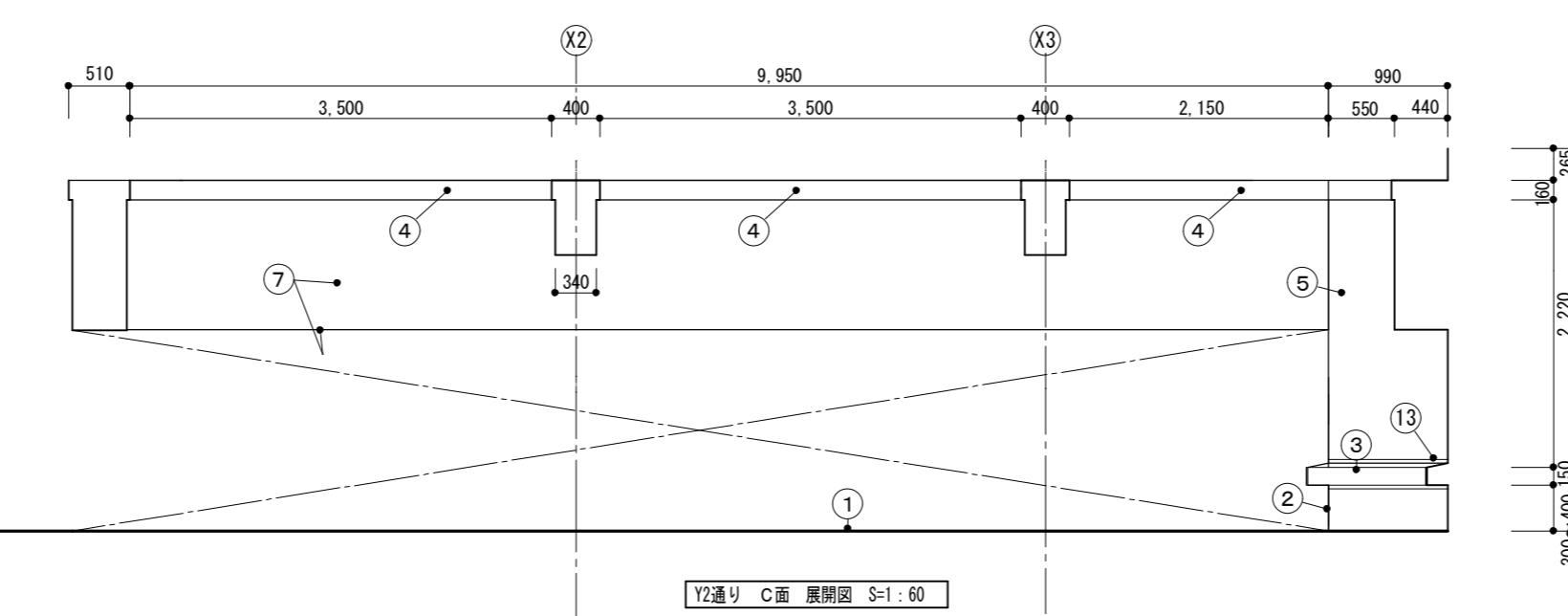
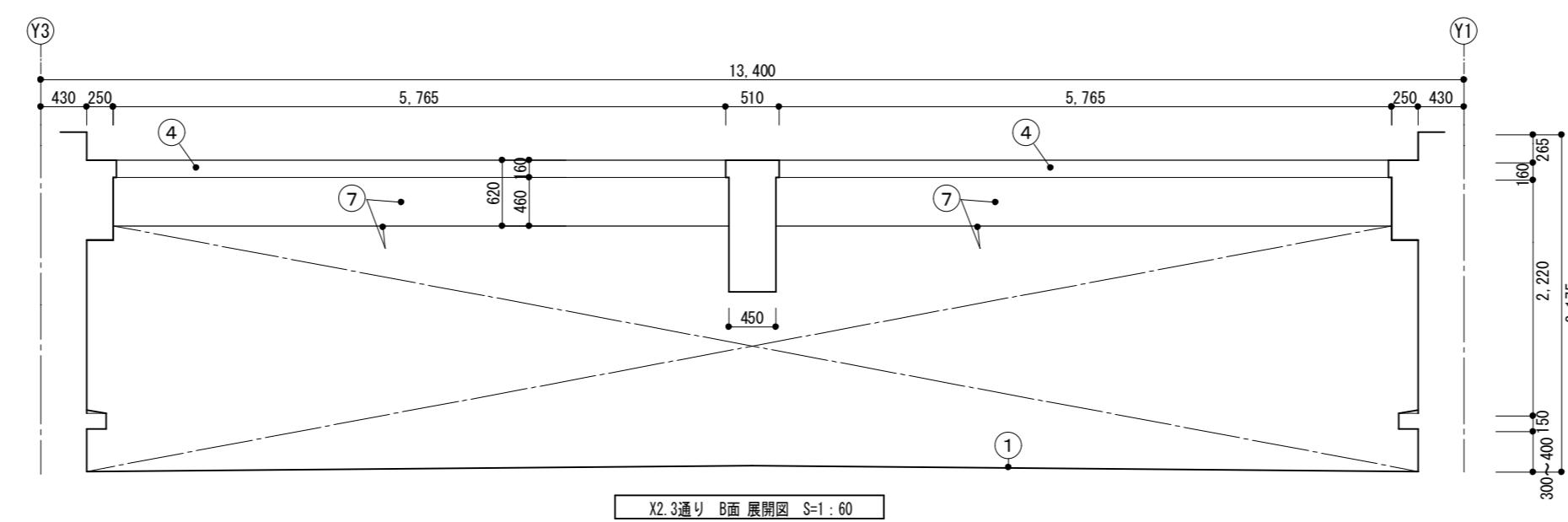
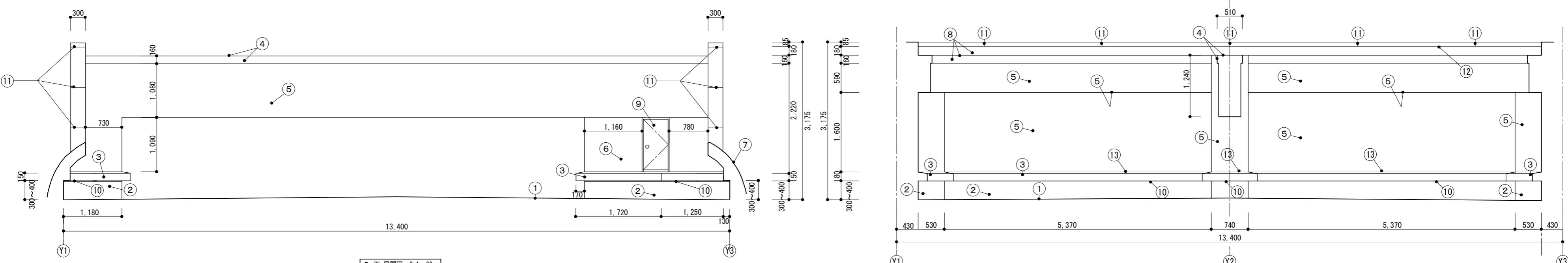


東面立面図 S=1 : 150



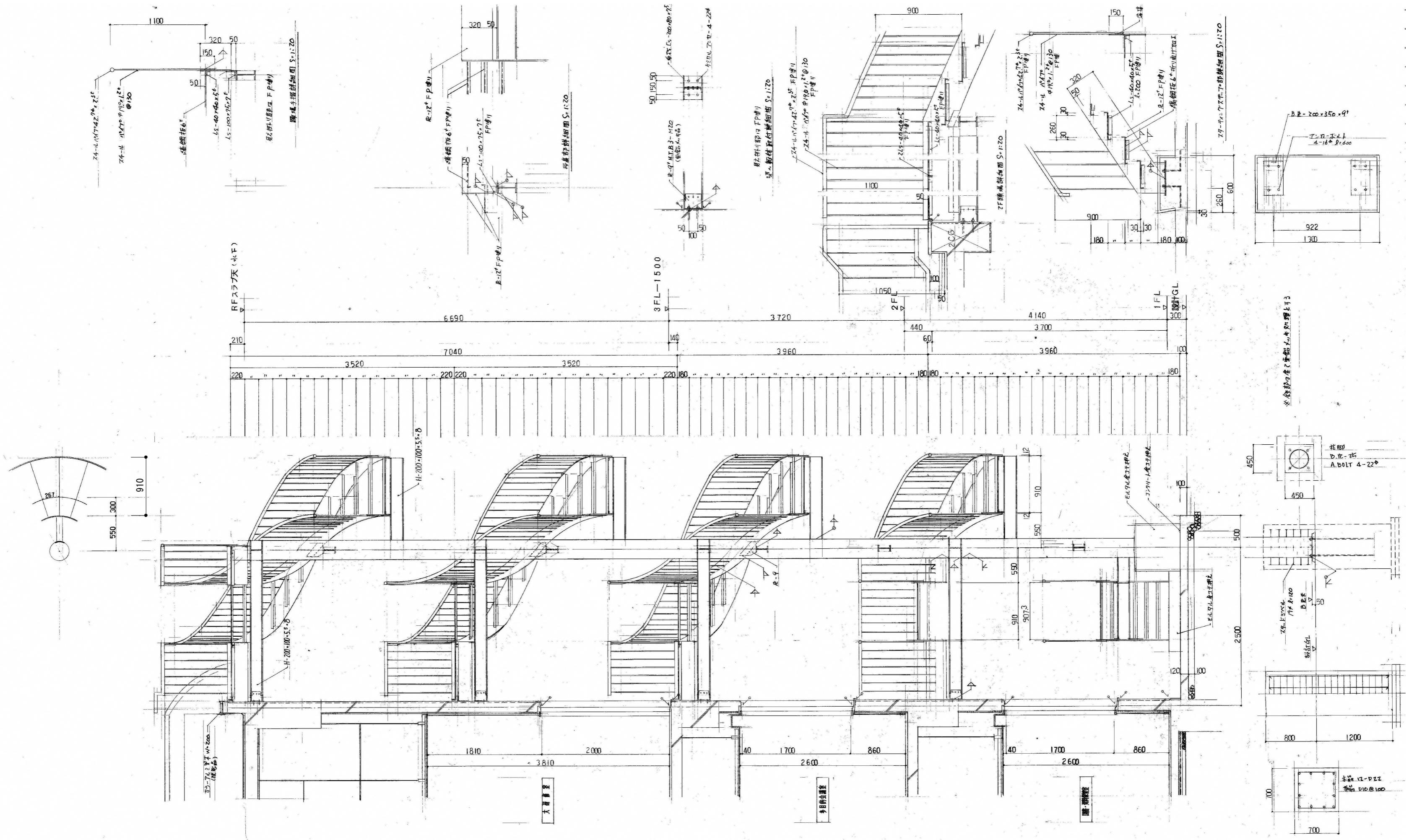


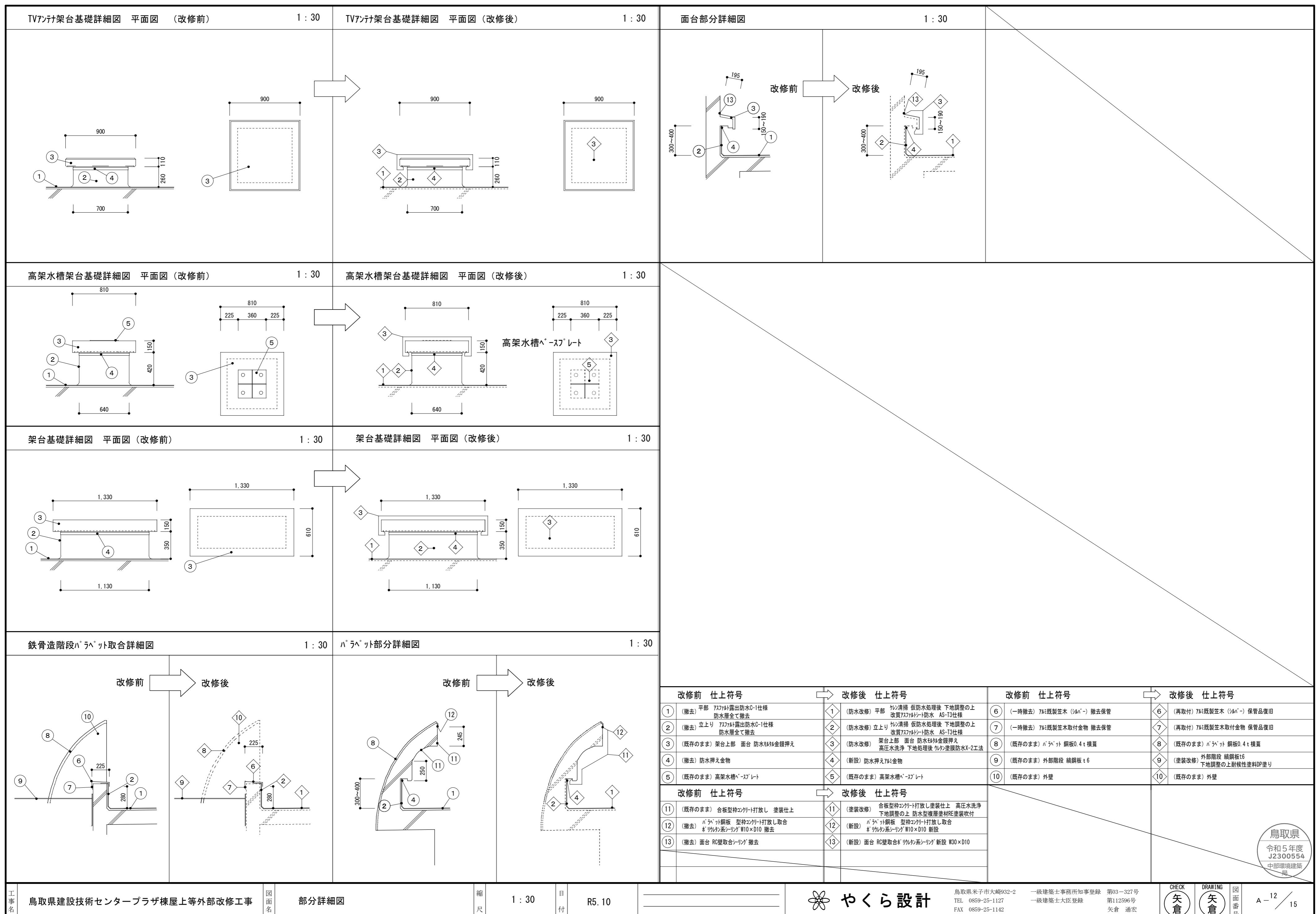
改修前 仕上符号	→ 改修後 仕上符号	改修前 仕上符号	→ 改修後 仕上符号	改修前 仕上符号	→ 改修後 仕上符号	改修前 仕上符号	→ 改修後 仕上符号
① (撤去) 屋上床 平部 アスファルト露出防水C-1仕様 防水層全て撤去	① (新設) 屋上床平部 ケン清掃 仮防水処理後 下地調整の上 改質アスファルトシート防水 AS-T3仕様	⑥ (既存のまま) ハト小屋壁 型枠コンクリート打放し	⑥ (塗装改修) ハト小屋壁 型枠コンクリート打放し 下地調整の上 防水型複層塗材RE塗装吹付	⑪ (既存のまま) フッ素樹脂スルネ外装材 (撤去) フッ素樹脂スルネ外装材目地シーリング 撤去 W15/20×D10	⑪ (既存のまま) フッ素樹脂スルネ外装材 (新設) 目地シーリング(ポリカーボネート系)新設 W15/20×D10	⑯ (既存のまま) パラボット 銅板0.4t 横葺き	⑯ (既存のまま) パラボット 銅板0.4t 横葺き
② (撤去) 立上り アスファルト露出防水C-1仕様 防水層全て撤去	② (新設) 立上り ケン清掃 仮防水処理後 下地調整の上 改質アスファルトシート防水 AS-T3仕様	⑦ (既存のまま) 梁 型枠コンクリート打放し	⑦ (塗装改修) 梁 型枠コンクリート打放し 高圧水洗浄 下地調整の上 防水型複層塗材RE塗装吹付	⑫ (既存のまま) フッ素樹脂スルネ外装材 (撤去) フッ素樹脂スルネ外装材取合シーリング 撤去 W10×D10	⑫ (既存のまま) フッ素樹脂スルネ外装材 (新設) 取合シーリング(ポリカーボネート系)新設 W15/20×D10		
③ (既存のまま) 面台 防水モルタル金镘押え 高圧水洗浄 下地調整の上 カルタント塗膜防水X-2工法	③ (防水改修) 面台 防水モルタル金镘押え 高圧水洗浄 下地調整の上 カルタント塗膜防水X-2工法	⑧ (既存のまま) RC壁上部 防水モルタル金镘押え	⑧ (塗装改修) RC壁上部 防水モルタル金镘押え 高圧水洗浄 下地調整の上 カルタント塗膜防水X-2工法	⑬ (撤去) ハト小屋壁・配管取合シーリング 撤去 W30×D10	⑬ (新設) ハト小屋壁・配管取合(ポリカーボネート系)シーリング 新設 W30×D10 130φ3箇所 90φ1箇所		
④ (既存のまま) 梁上部 防水押え金物	④ (防水改修) 梁上部 防水モルタル金镘押え 高圧水洗浄 下地調整の上 カルタント塗膜防水X-2工法	⑨ (既存のまま) がり W2240×H1080	⑨ (既存のまま) がり W2240×H1080 (撤去) 建具廻りシーリング 撤去 W15×D10	⑭ (撤去) 面台・RC壁取合シーリング 撤去 W30×D10	⑭ (新設) 面台・RC壁取合シーリング 新設 W30×D10		
⑤ (既存のまま) ハト小屋壁 型枠コンクリート打放し							

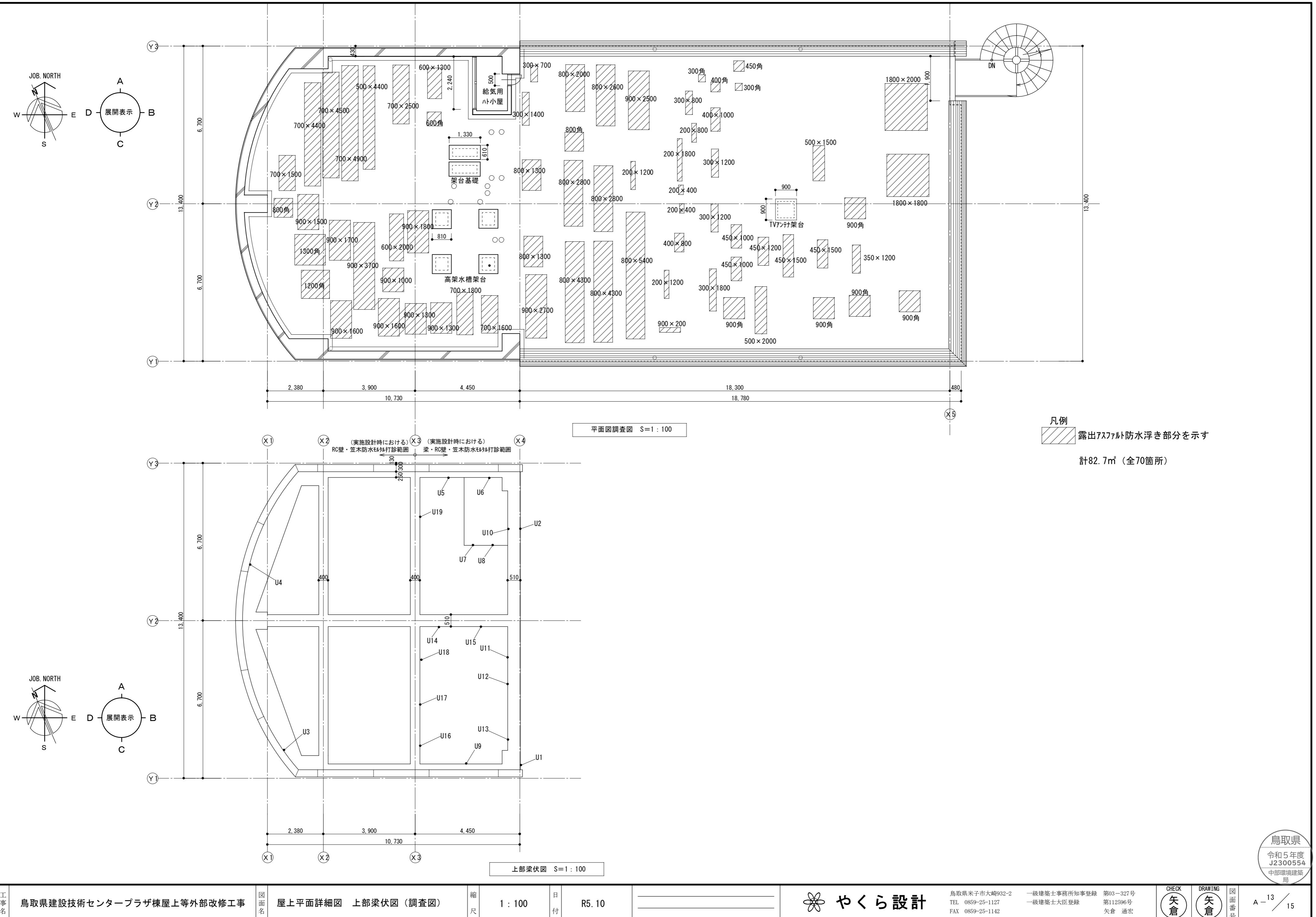


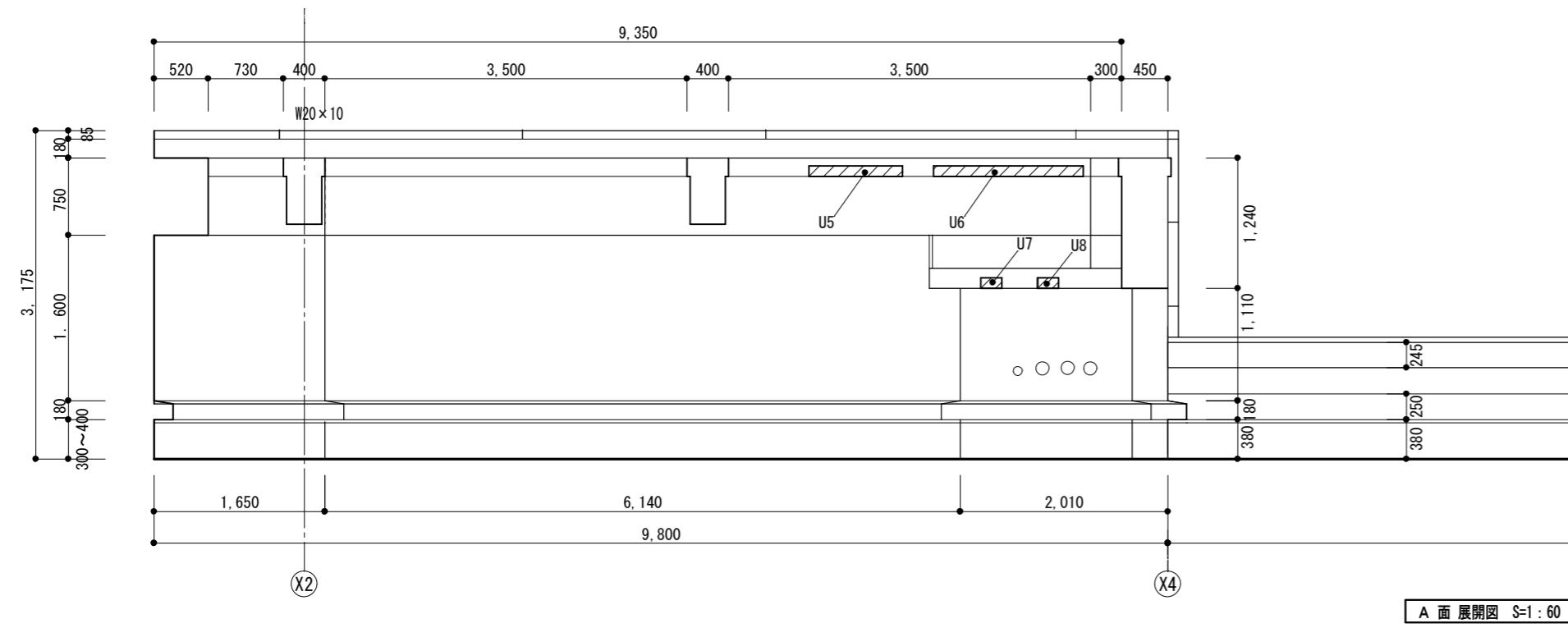
※鉄部全て下地調整の上、鉄鋼面DP塗替えとする

屋外階段詳細図 S=1 : 50

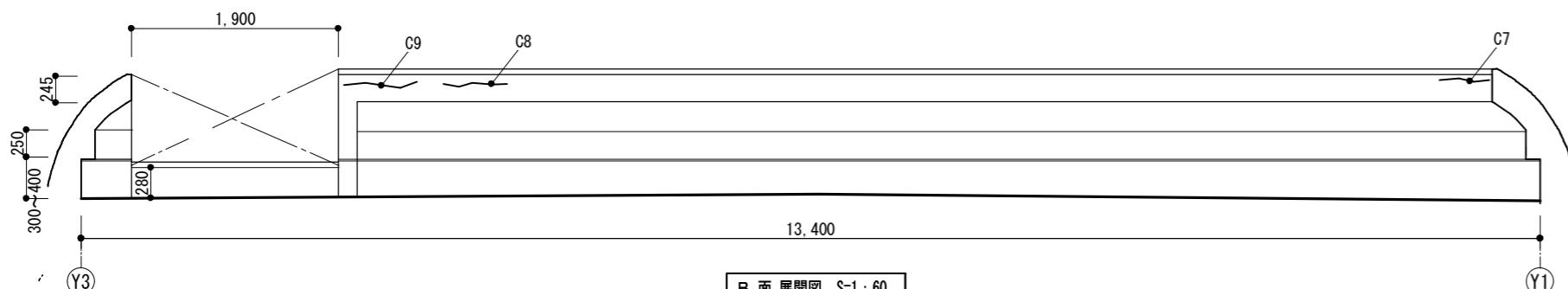




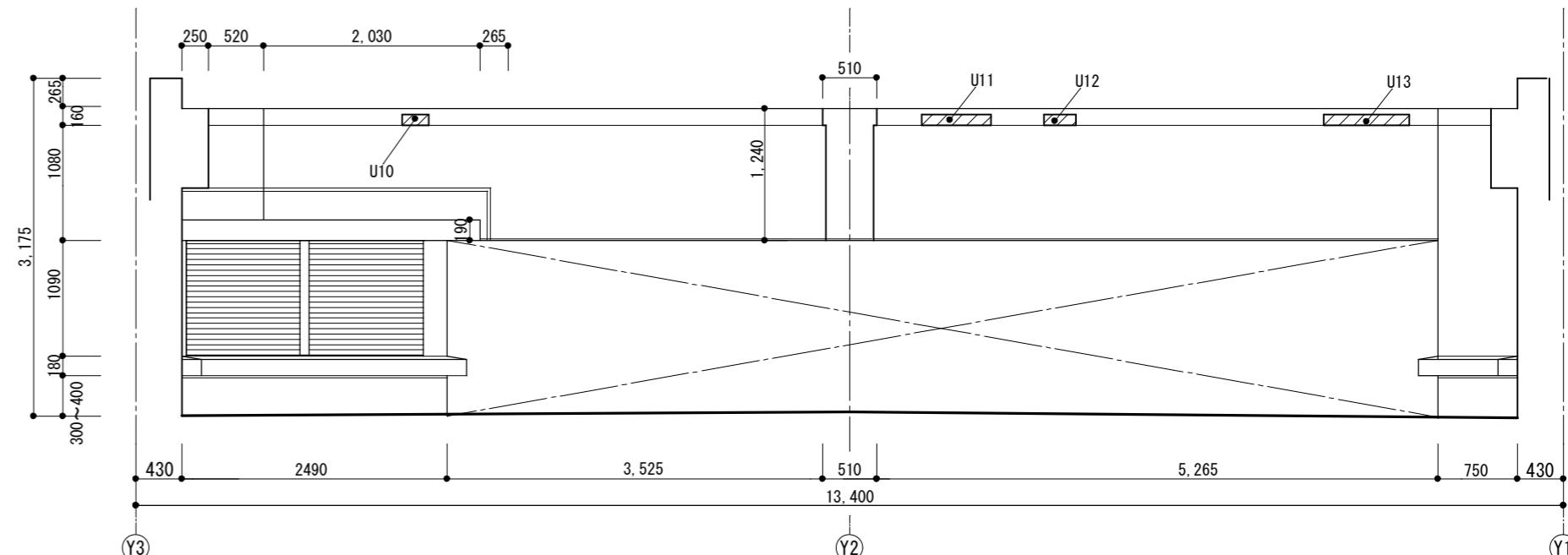




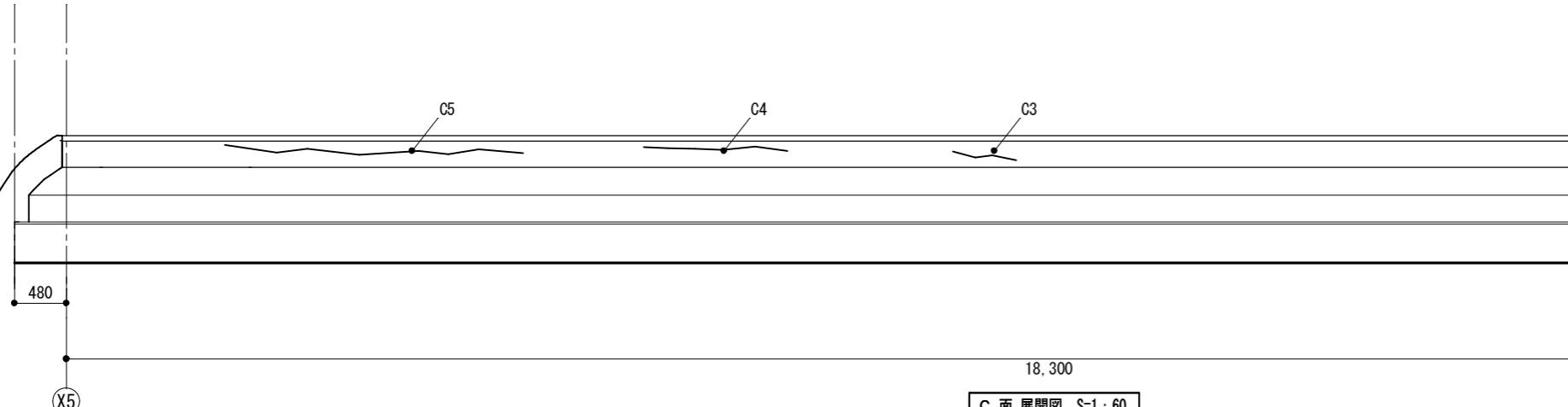
A面 展開図 S=1:60



B面 展開図 S=1:60



12 B 面 展開図 S=1 : 60



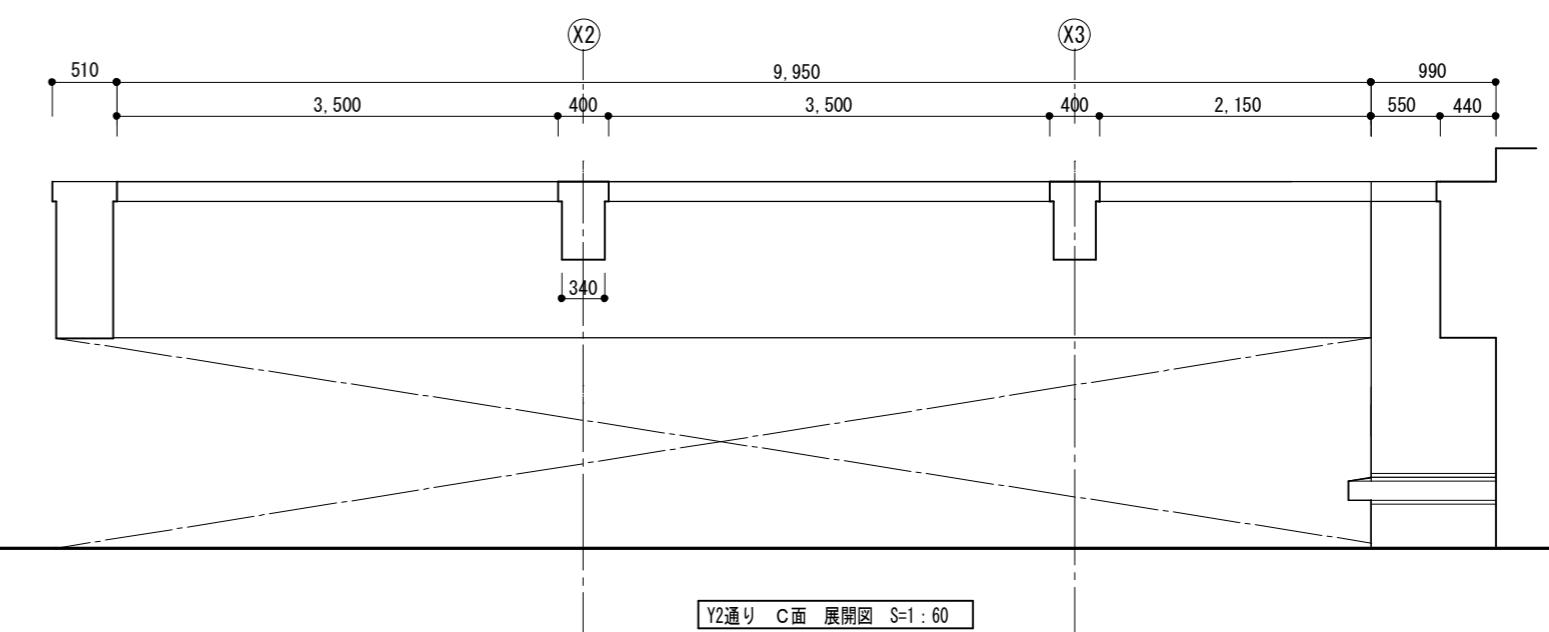
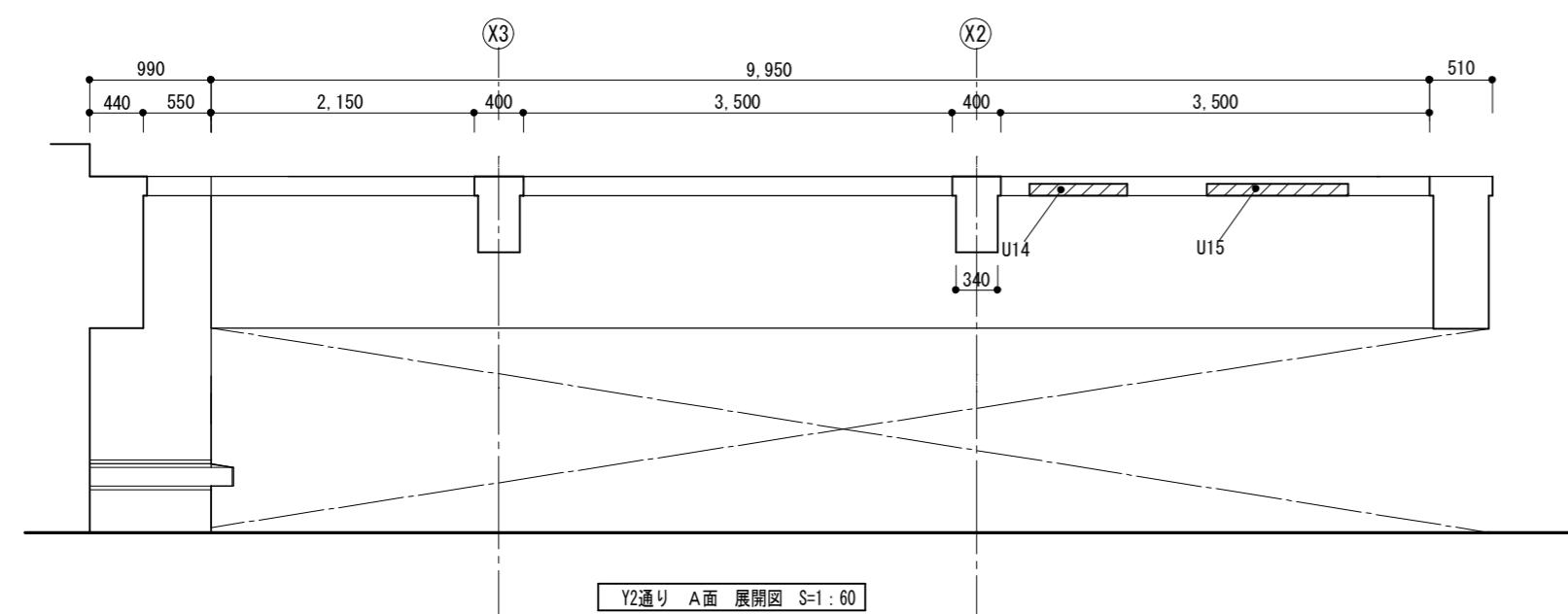
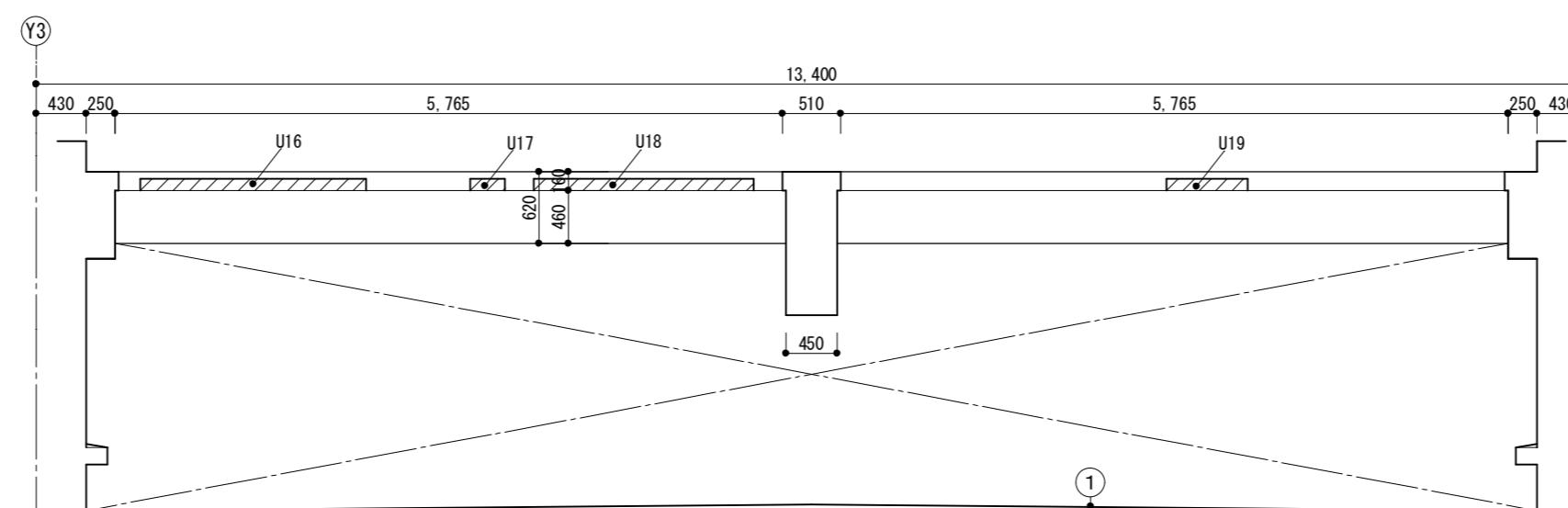
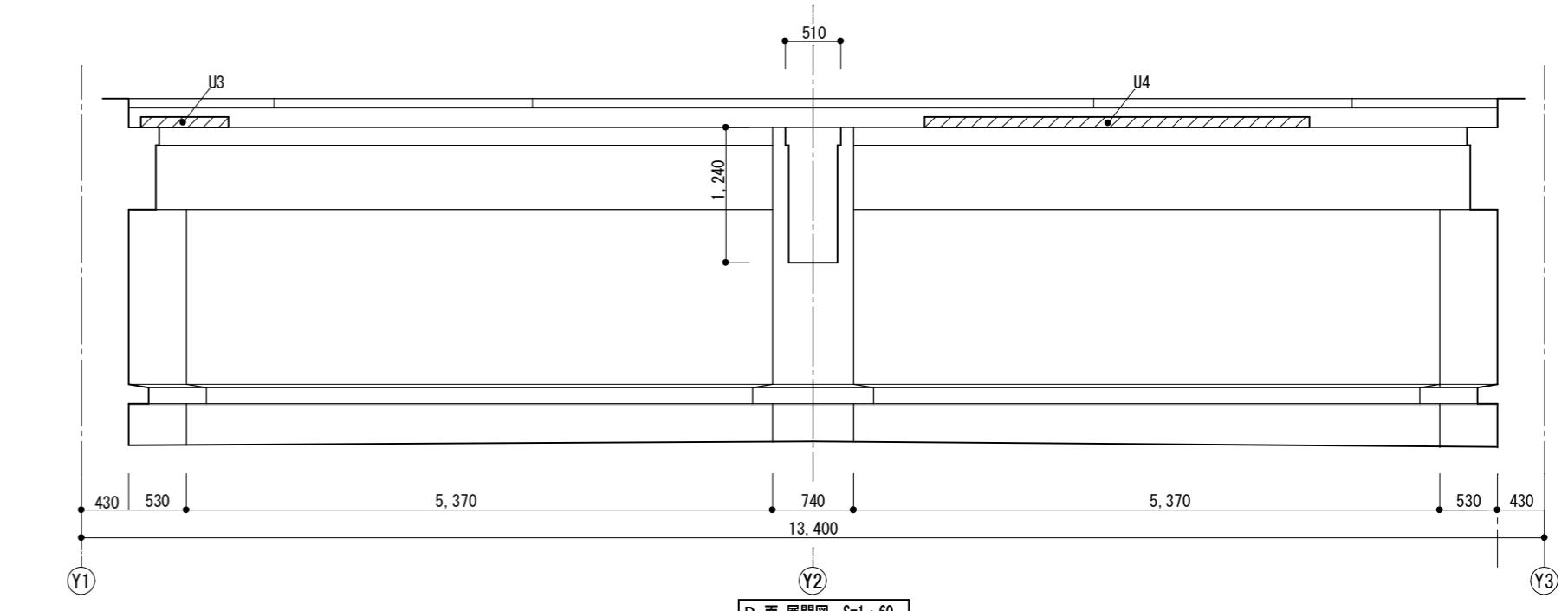
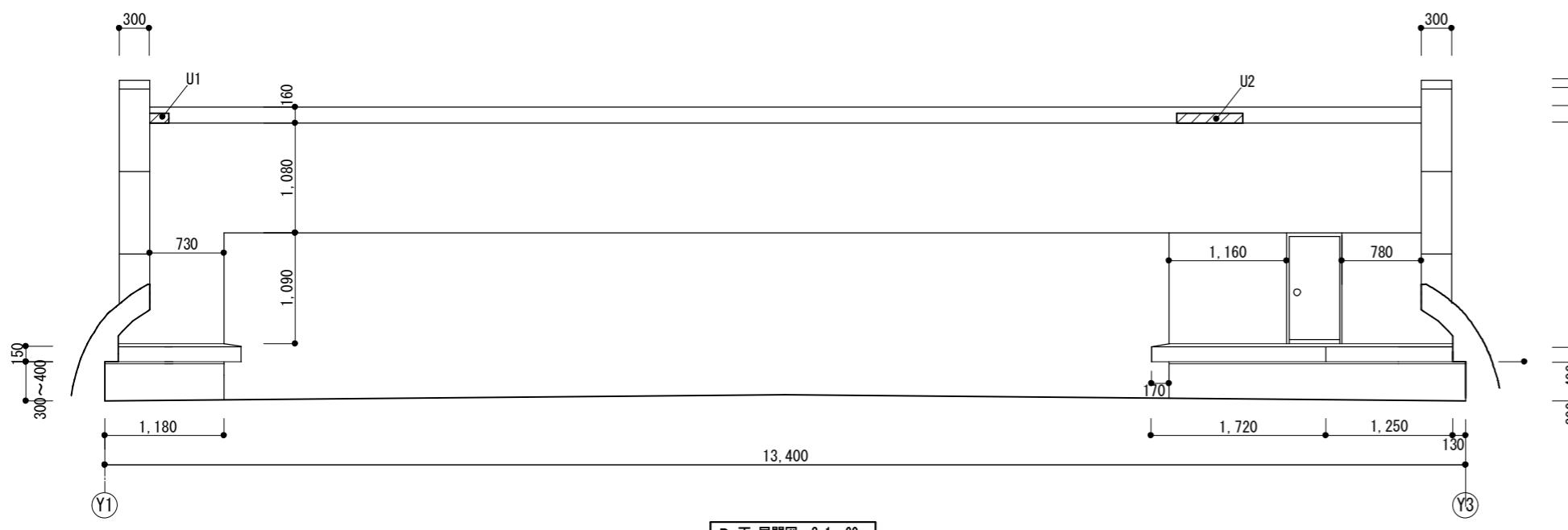
C面 展開図 S-1 : 60

ケック集計表		
記号	W (mm)	L (m)
C1	0.35	1.3
C2	0.2	0.67
C3	0.35	0.7
C4	0.5	1.35
C5	0.4	2.8
C6	0.5	1.5
C7	0.5	0.7
C8	0.2	0.6
C9	0.2	0.8
合計		10.42

浮集計表							
記号	V (mm)	L (m)	面積 (m ²)	記号	W (mm)	L (m)	面積 (m ²)
U1	0.1	0.19	0.02	U11	0.1	0.65	0.07
U2	0.1	0.65	0.07	U12	0.1	0.3	0.03
U3	0.1	0.8	0.08	U13	0.1	0.8	0.08
U4	0.1	3.53	0.35	U14	0.1	0.8	0.08
U5	0.1	0.9	0.09	U15	0.1	1.45	0.15
U6	0.1	1.45	0.15	U16	0.1	1.95	0.2
U7	0.1	0.2	0.02	U17	0.1	0.3	0.03
U8	0.1	0.2	0.02	U18	0.1	1.9	0.19
U9	0.1	3.5	0.35	U19	0.1	0.7	0.07
U10	0.1	0.25	0.03	合計			2.08

欠損集計表			
記号	W (mm)	L (m)	面積 (m ²)
K1	0.08	0.07	0.006
合計		0.006	

- 施工数量調査を実施し、監督員に報告し、承諾を得ること。



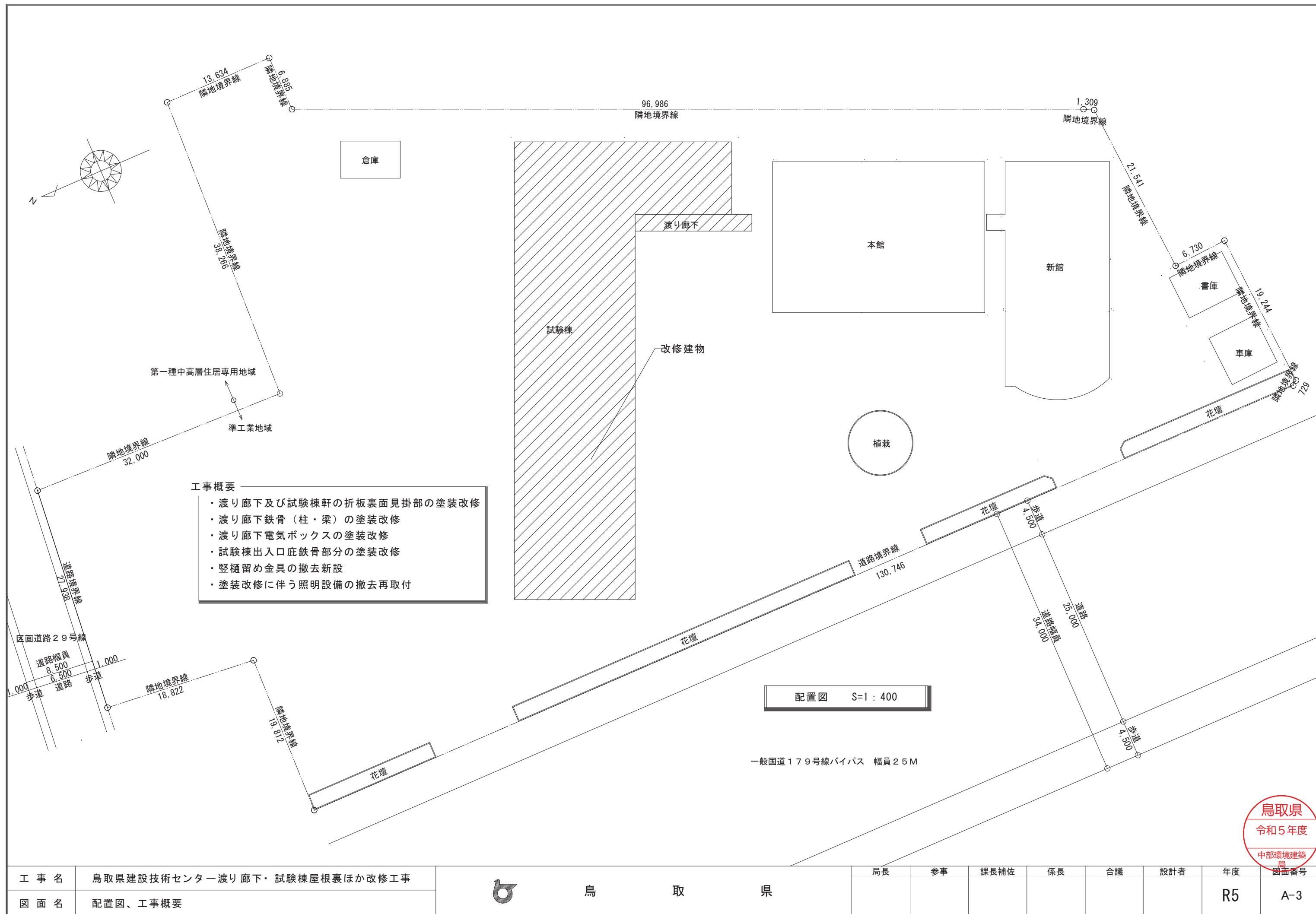
鳥取県建設技術センター

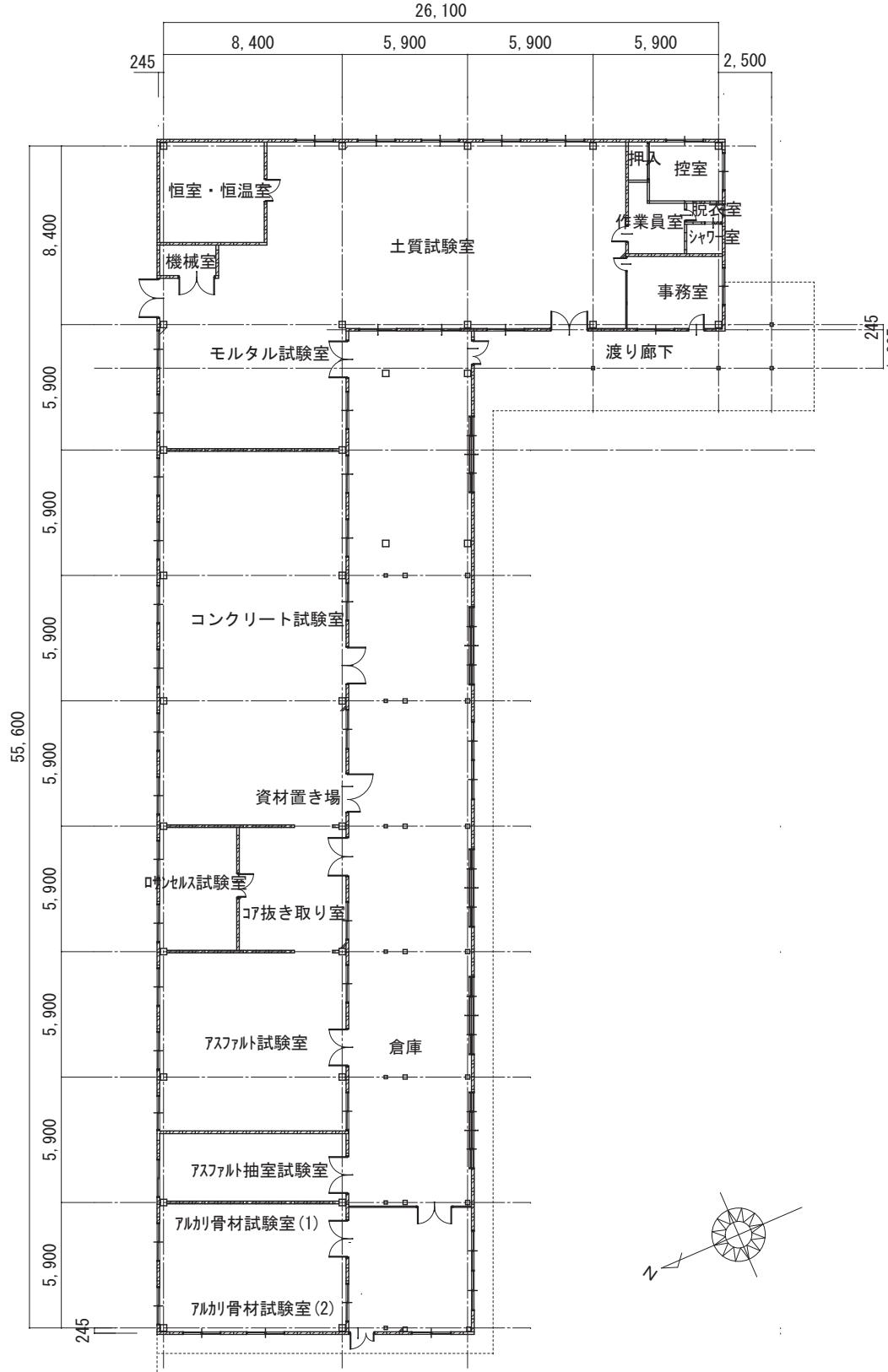
渡り廊下・試験棟屋根裏ほか改修工事

図面リスト		
図面番号	図面名称	縮尺
A-0	タイトル	—
A-1	特記仕様書（1）	—
A-2	特記仕様書（2）	—
A-3	配置図、工事概要	S=1:400
A-4	1階平面図、下屋根伏図、A部梁・天井伏図、折板詳細図	S=1:10、S=1:100、S=1:300
A-5	B部梁・天井伏図、A部断面詳細図、改修電気ボックス図	S=1:50、S=1:100
A-6	南側立面図、西側立面図、断面図	S=1:150

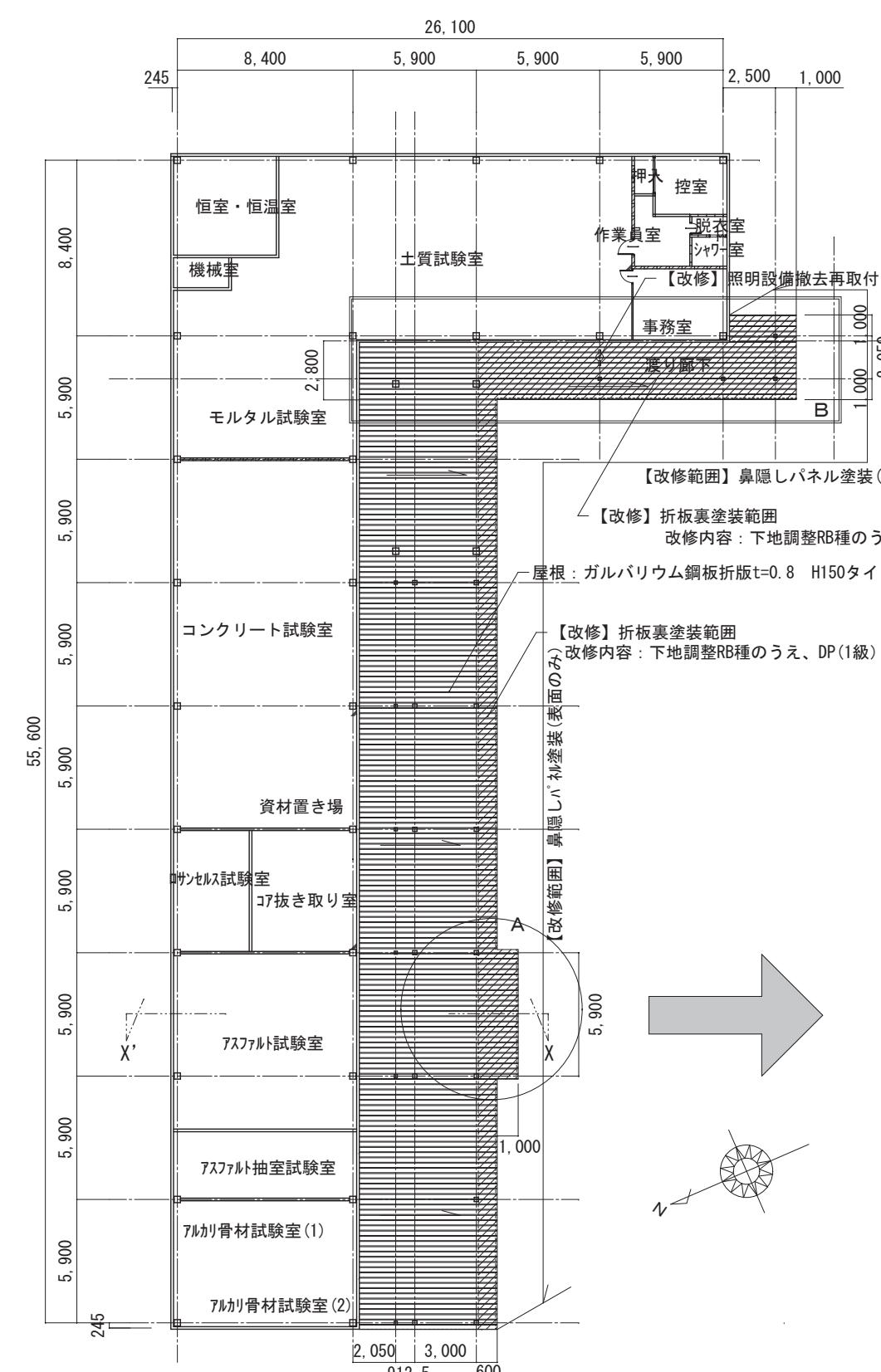
工事名	鳥取県建設技術センター渡り廊下・試験棟屋根裏ほか改修工事	b 鳥 取 県	局長	参事	課長補佐	係長	合議	設計者	年度	図面番号
図面名	タイトル								R6	A-0





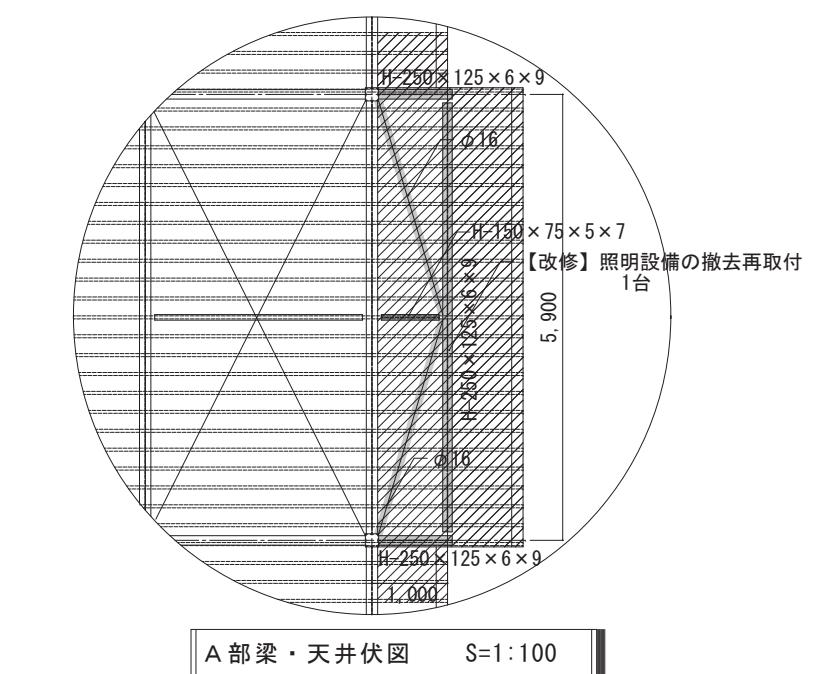
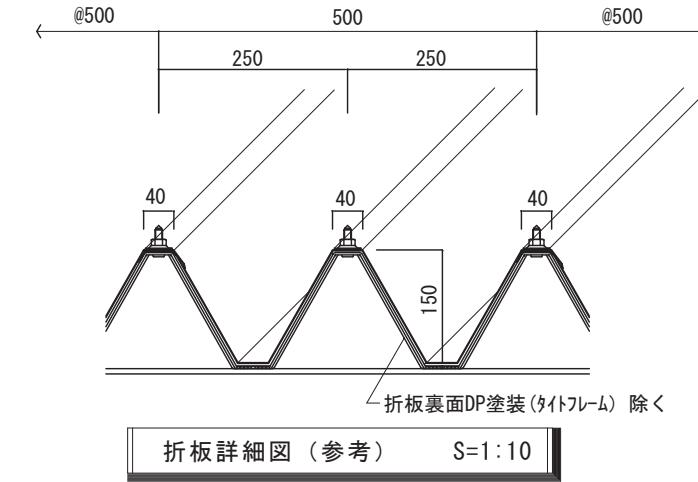


1階平面図 S=1:300



下屋根伏図 S=1:300

<下屋根伏図改修特記事項>
※は、折板裏の塗装改修部分を示す。
※鼻隠しは、下地調整RB種のうえ、DP(1級) B種塗とする。



<A部梁・天井伏図改修特記事項>

※は、折板裏の塗装改修部分を示す。

※は、鉄骨部塗装改修部分を示す。

※底鉄骨部分は、下地調整 (RB種) を行った後DP(1級) 工程B種を行う。

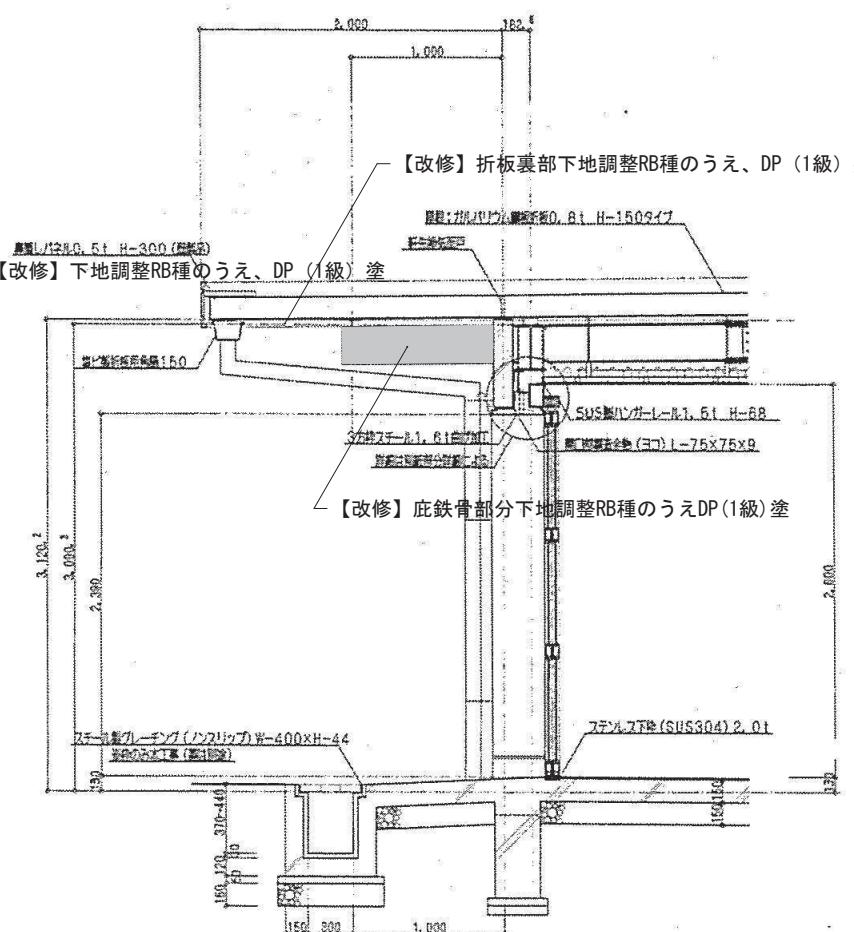
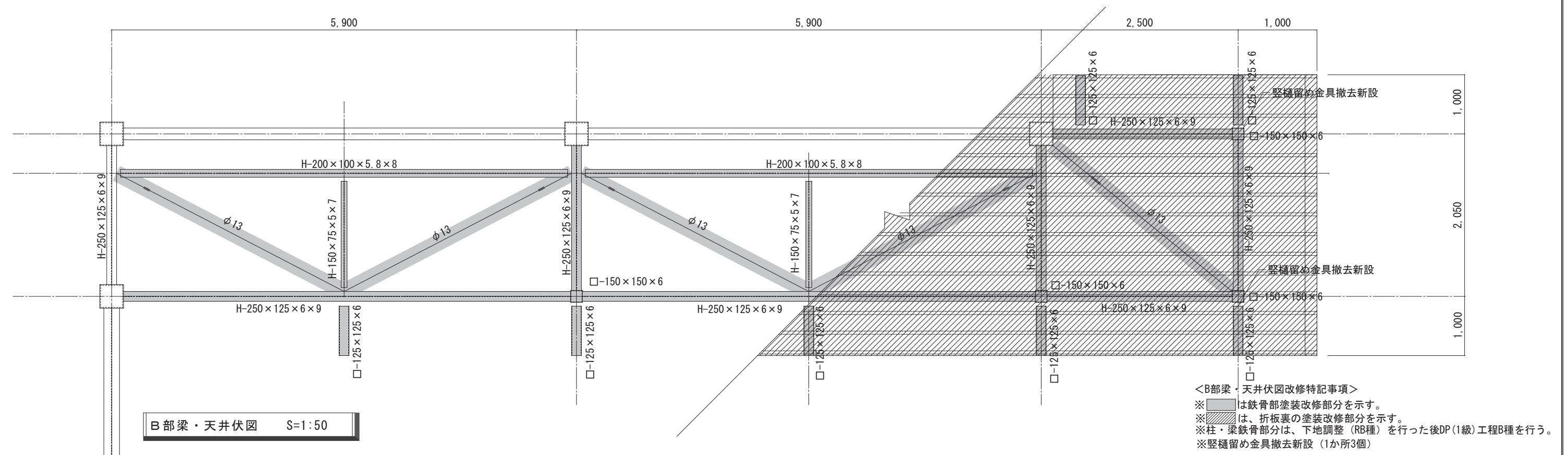
工事名	鳥取県建設技術センター渡り廊下・試験棟屋根裏ほか改修工事
図面名	1階平面図、下屋根伏図、A部梁・天井伏図、折板詳細図（参考）



鳥 取 県

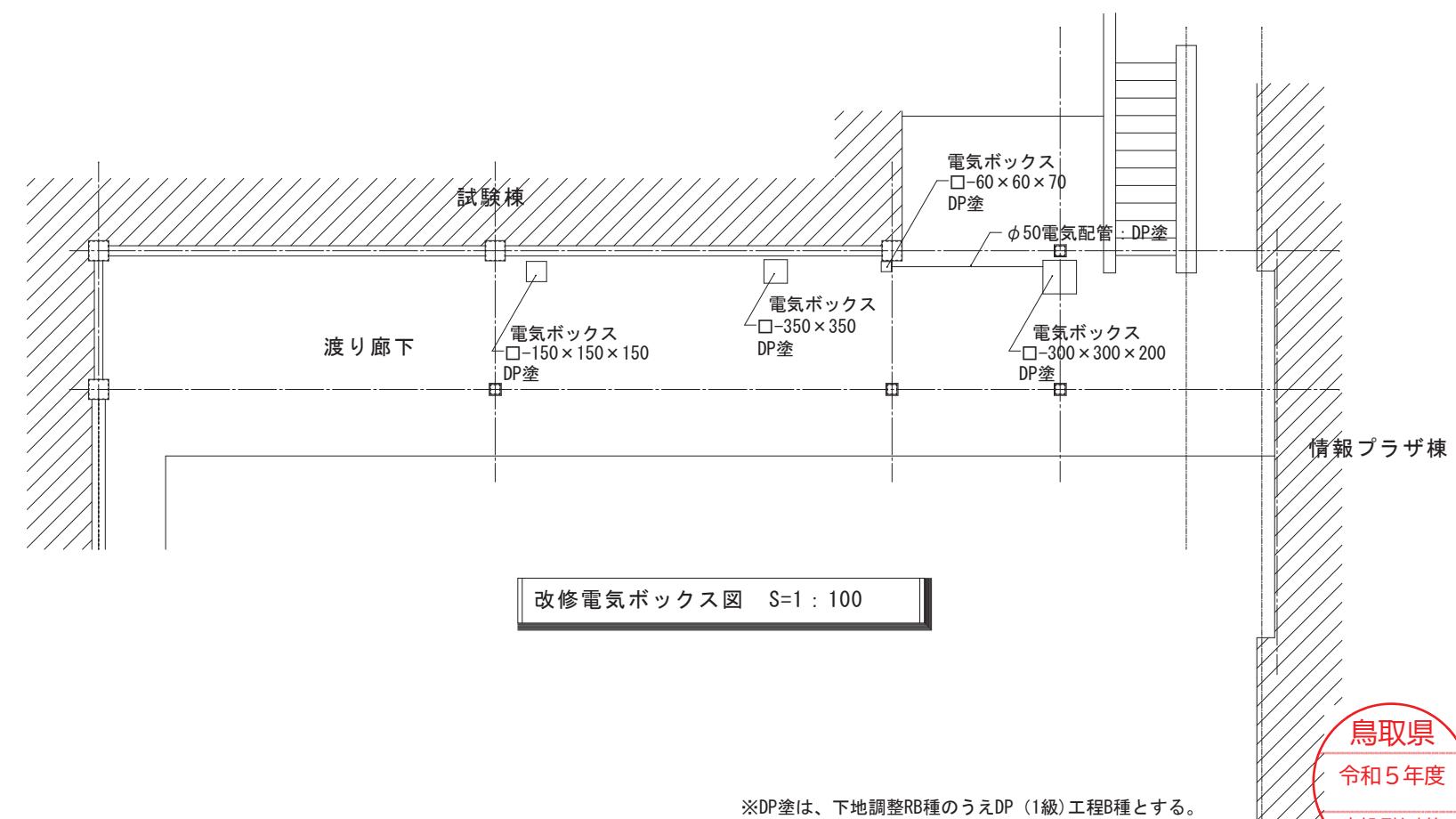
局長	参事	課長補佐	係長	合議	設計者	年度	図面番号
						R5	A-4

鳥取県
令和5年度
中部環境建築
局



X部断面詳細図 S=1:

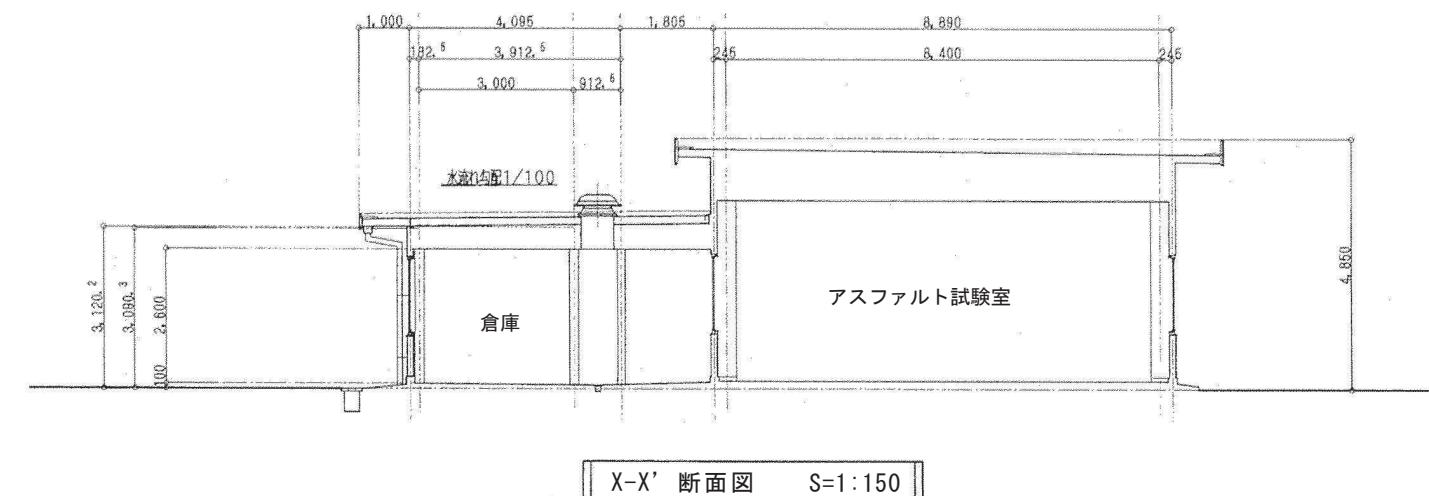
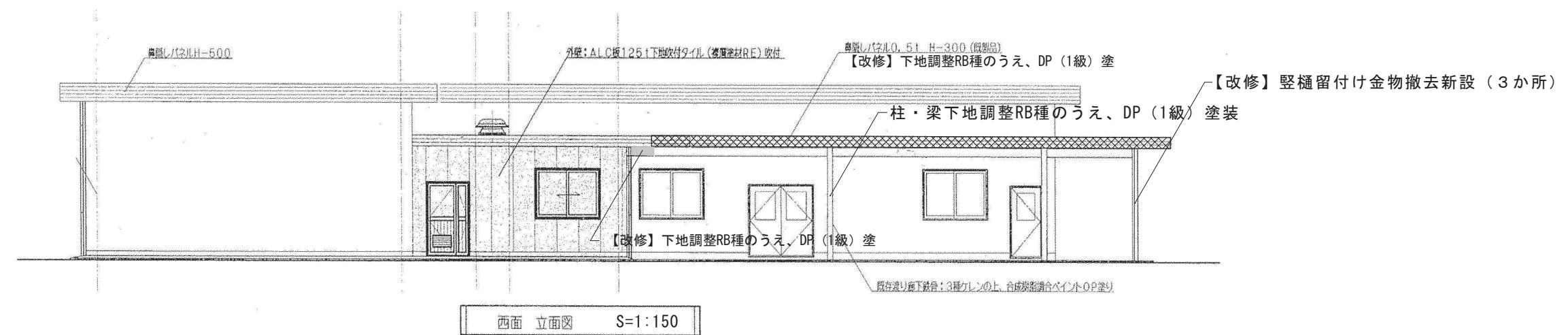
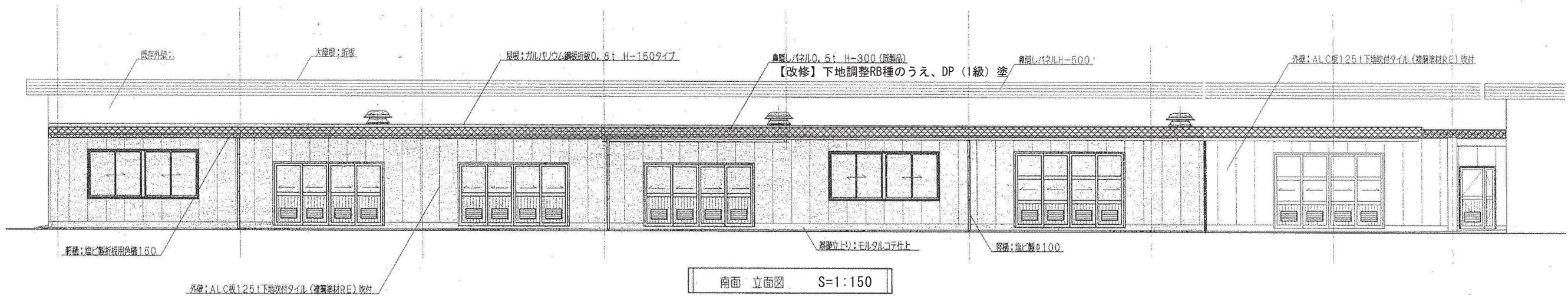
※ [] は鉄骨部分の塗装改修部分を示す。



改修電気ボックス図 S=1 : 100

※DP塗は、下地調整RB種のうえDP（1級）工程B種とする。
※電気ボックスの塗装改修は、見掛け部（5面）のみとする





<B部梁・天井伏図改修特記事項>
※ は鉄骨部塗装改修部分を示す。
※ は、鼻隠し部の塗装改修部分を示す。
※塗装改修は、下地調整(RB種)を行った後DP(1級)工程B種を行う。
※豊橋留め金具撤去新設(1か所3個)

工事名	鳥取県建設技術センター渡り廊下・試験棟屋根裏ほか改修工事	局長	参事	課長補佐	係長	合議	設計者	年度	図面番号
図面名	南側立面図、西側立面図、X-X'断面図	鳥 取 県						R5	A-6

